

# 文教福祉委員会

令和7年11月28日

## 1 議案審査

- (1) 議案第56号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第57号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準 【資料】  
を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第58号 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 【資料】  
を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第59号 千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援 【資料】  
施設条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第69号 千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 【資料】
- (6) 議案第70号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】

## 2 報告事項

- 【子ども部】
- (1) 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案） 【資料】  
について
- (2) 令和8年度入学 中学校学校選択結果報告について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) いきいきプラザ一番町旧レストラン跡地の改修について 【資料】

## 3 その他

## 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

### 1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年10月1日に施行されたため、千代田区保育施設等運営基準条例（以下「区条例」と言う。）につき、所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

区条例第25条において、児童福祉法第33条の10を引用しているが、改正後の児童福祉法では現行の条項数と差異が生じたために、区条例において文言の改正を行う。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

公布の日

新旧対照表

○千代田区保育施設等運営基準条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）が改正されたため、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「区条例」という。）につき、改正を行う。

2 改正内容

（1）区条例第12条

区条例第12条において、児童福祉法第33条の10を引用しているが、改正後の児童福祉法では現行の条項数と差異が生じたために、区条例において文言の改正を行う。

（2）区条例第17条第2項

児童福祉法第34条の16第2項に定める事項については、区条例を国基準に従い定めるものとしている。今般の国基準の改正によって、母子保健法に基づいた区市町村による乳幼児の健康診査が行われた場合であって、その診査内容が家庭的保育事業等の実施する利用開始時、定期、臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができる規程が追加されたため、国基準の改正に伴った区条例の改正を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

5 根拠規定

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

新旧対照表

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現行）
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条（現行に同じ） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないうことができ。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないうことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 及び4（現行に同じ） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	3 及び4（略）

## 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）が令和 7 年 10 月 1 日に施行されたため、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「区条例」という。）につき、所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

区条例第 13 条において、児童福祉法第 33 条の 10 を引用しているが、改正後の児童福祉法では現行の条項数と差異が生じたために、区条例において文言を改正する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

公布の日

新旧対照表

○千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

## 千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 1 趣旨・経緯

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）に関する規定が新設された。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項により、特定乳児等通園支援事業者は、市町村の条例で定める基準に従うこととされている。また、同条第3項の規定に基づき、国から公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を踏まえ、区として条例を制定する。

### 2 事業概要

「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」とは、生後0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で保育所等を利用することができる制度である。

千代田区では、令和8年1月より試行的事業を開始し、令和8年4月より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として事業を実施予定。

#### ◆令和8年度千代田区乳児等通園支援事業概要

開始時期	令和8年4月
利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
利用時間	月一定時間（10時間）までの利用可能枠の中で、時間単位で利用
利用料	無料
利用方法（予約等）	国の総合支援システムを活用

### 3 制定する条例の概要

条例制定に当たり、運営基準等は国基準に従い定めるものとされているため、国基準と同様の内容としていく。ただし、千代田区保育施設等運営基準条例に記載されている非常災害対策・暴力団排除・過料の項目について国基準に定められていないため、上乗せして制定する。

区条例項目（案）	内容
非常災害対策（第4条）	特定乳児等通園支援事業所の管理者に対して、非常災害に対する計画作成及び訓練の実施を求める
暴力団排除（第5条）	特定乳児等通園支援事業所の管理者が千代田区暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める
過料（第6条）	特定乳児等通園支援事業所が区に対して虚偽の報告や検査の拒否をした際に過料を科する

4 条例案および国基準

別紙のとおり

5 施行期日

令和8年4月1日

## 千代田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、千代田区の区域内における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（第3条において「運営基準」という。）を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。次条において「府令」という。）で使用する用語の例による。

### （運営基準）

第3条 運営基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、府令の定めるところによる。

### （非常災害対策等）

第4条 特定乳児等通園支援事業所の管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、4階以上又は地下において特定乳児等通園支援を提供しないものとする。ただし、特段の事情があると千代田区長（第6条において「区長」という。）が認める場合は、この限りでない。

### （暴力団排除）

第5条 特定乳児等通園支援事業所の管理者は、千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に定める暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その運営について、千代田区暴力団排除条例第2条に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者の関与を受けてはならない。

### （過料）

第6条 区長は、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定による報

告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前において行うことができる。

##### (説明)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があります。

令和七年内閣府令第九十五号  
特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第一節 利用定員に関する基準（第三条）
  - 第二節 運営に関する基準（第四条樓第三十二条）
  - 第三章 雜則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
- 一 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第三条の規定による基準
  - 二 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準
  - 三 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの
- （一般原則）

- 第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第二節 運営に関する基準

#### （面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

#### （正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

#### （あっせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### （乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

#### （乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保

護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用

四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書に

ることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員

七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情

報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

（情報の提供等）

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を実行する等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定

める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
  - 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
  - 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雜則

（電磁的記録等）

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、

当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第一条の規定（同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

乳児のいる世帯の就労状況

令和7年11月1日時点

乳児(0歳～2歳)のいる世帯の数 (A)	共働き世帯の数※ (B)	共働き以外の世帯の数 (A-B)
1,413 世帯	885 世帯 (62.6%)	528 世帯 (37.4%)

※共働き世帯：

父母ともに就労を要件として、現に保育施設を利用している世帯を集計。

共働きだが、基準日時点で父母どちらか又は両方が育児休業中の世帯は、「共働き以外の世帯の数」に含む。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

令和7年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給月数を改める。

また、教育公務員特例法の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮するよう改める。

### 2 改正概要

#### (1) 第1条による改正

##### ①給料、期末手当・勤勉手当

項目・条文	改正内容	施行年月日
給料 (第6条、別表第1)	公民較差(3.80%)を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和7年4月1日から適用)
期末手当 (第27条) 勤勉手当 (第30条)	令和7年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の改正 令和7年12月支給の期末手当支給月数及び勤勉手当支給月数を、それぞれ0.025月引き上げる改正を行う。	公布の日

##### ②義務教育等教員特別手当

項目・条文	改正内容	施行年月日
義務教育等教員特別手当 (第31条)	教育公務員特例法の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨を定める。 ※義務教育等教員特別手当 教員に優秀な人材を確保することを目的として制定された「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(人材確保法)の趣旨に基づき支給する手当	令和8年1月1日

<参考>

教育委員会規則で定める校務の種類＝幼稚園教育職員が行う全ての園務

(2) 第2条による改正

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第27条)	令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正	令和8年4月1日
勤勉手当 (第30条)	6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当支給月数を均等になるよう配分する改正を行う。	

(3) 改正前後の期末・勤勉手当支給月数

別紙1のとおり

3 新旧対照表

別紙2のとおり

## 改正前後の期末・勤勉手当支給月数

## ●第1条による改正(令和7年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正)

暫定定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	暫定定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期		12月期		計	
			2.425		2.425		4.85	
			期末	1.250	期末	1.250	期末	2.50
			勤勉	1.175	勤勉	1.175	勤勉	2.35
			2.425		2.475		4.90	
			期末	1.250	期末	1.275	期末	2.525
			勤勉	1.175	勤勉	1.200	勤勉	2.375
		管理職員	2.425		2.425		4.85	
			期末	1.075	期末	1.075	期末	2.15
			勤勉	1.350	勤勉	1.350	勤勉	2.70
			2.425		2.475		4.90	
			期末	1.075	期末	1.100	期末	2.175
			勤勉	1.350	勤勉	1.375	勤勉	2.725
暫定定年前再任用短時間勤務職員	暫定定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	1.275		1.275		2.55	
			期末	0.700	期末	0.700	期末	1.40
			勤勉	0.575	勤勉	0.575	勤勉	1.15
			1.275		1.325		2.60	
			期末	0.700	期末	0.725	期末	1.425
			勤勉	0.575	勤勉	0.600	勤勉	1.175
		管理職員	1.275		1.275		2.55	
			期末	0.6125	期末	0.6125	期末	1.225
			勤勉	0.6625	勤勉	0.6625	勤勉	1.325
			1.275		1.325		2.60	
		期末	0.6125	期末	0.6375	期末	1.250	
		勤勉	0.6625	勤勉	0.6875	勤勉	1.350	

●第2条による改正(令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正)

			6月期		12月期		計	
暫定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	1条改正案	2.425		2.475		4.90	
			期末	1.250	期末	1.275	期末	2.525
			勤勉	1.175	勤勉	1.200	勤勉	2.375
	改正後	2.450		2.450		4.90		
		期末	1.2625	期末	1.2625	期末	2.525	
		勤勉	1.1875	勤勉	1.1875	勤勉	2.375	
暫定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	1条改正案	2.425		2.475		4.90	
			期末	1.075	期末	1.100	期末	2.175
			勤勉	1.350	勤勉	1.375	勤勉	2.725
	改正後	2.450		2.450		4.90		
		期末	1.0875	期末	1.0875	期末	2.175	
		勤勉	1.3625	勤勉	1.3625	勤勉	2.725	
暫定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	1条改正案	1.275		1.325		2.60	
			期末	0.7000	期末	0.7250	期末	1.425
			勤勉	0.5750	勤勉	0.6000	勤勉	1.175
	改正後	1.300		1.300		2.60		
		期末	0.7125	期末	0.7125	期末	1.425	
		勤勉	0.5875	勤勉	0.5875	勤勉	1.175	
暫定年前再任用短時間勤務職員	管理職員	1条改正案	1.275		1.325		2.60	
			期末	0.6125	期末	0.6375	期末	1.250
			勤勉	0.6625	勤勉	0.6875	勤勉	1.350
	改正後	1.300		1.300		2.60		
		期末	0.6250	期末	0.6250	期末	1.250	
		勤勉	0.6750	勤勉	0.6750	勤勉	1.350	

## 新旧対照表

## ○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第1条部分）

新（改正後）	旧（現行）
（期末手当） 第27条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。 4 から 6 まで（現行に同じ） （勤勉手当） 第30条（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。 4 から 7 まで（現行に同じ） （義務教育等教員特別手当） 第31条（現行に同じ） 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 3（現行に同じ） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）	（期末手当） 第27条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。 4 から 6 まで（略） （勤勉手当） 第30条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の117.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の135</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。 4 から 7 まで（略） （義務教育等教員特別手当） 第31条（略） 2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。 3（略） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）

※改正附則は第2条部分の新旧対照表に記載

## 新旧対照表

### ○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第2条部分）

新（改正後）	旧（現行）
（期末手当） 第27条（現行に同じ） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4 から 6 まで（現行に同じ） （勤勉手当） 第30条（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の118.75</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の136.25</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の118.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の136.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4 から 7 まで（現行に同じ）	（期末手当） 第27条（略） 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。 4 から 6 まで（略） （勤勉手当） 第30条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の120</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の137.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。 4 から 7 まで（略）

### 附 則

#### （施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
  - 第2条の規定 令和8年4月1日
- 第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
 

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
 

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職

員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(改正後)

別表第1 (第6条関係)  
幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

(現行)

別表第1 (第6条関係)  
幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	283,200	366,000	410,300	438,400
	42	284,400	367,300	411,200	439,100
	43	286,000	368,600	412,200	439,900
	44	287,500	369,700	413,000	440,600
	45	289,100	370,700	413,700	441,300
	46	290,600	371,900	414,300	441,900
	47	292,000	373,100	415,100	442,600
	48	293,500	374,200	415,800	443,200
	49	294,700	375,300	416,500	443,600
	50	296,200	376,400	417,100	444,300
	51	297,600	377,400	417,800	444,900
	52	299,000	378,500	418,600	445,400
	53	300,700	379,500	419,300	445,900
	54	302,000	380,500	420,100	446,500
	55	303,300	381,300	420,900	447,000
	56	305,000	382,200	421,600	447,600
	57	306,900	383,000	422,100	448,200
	58	308,800	383,800	422,800	448,700
	59	310,800	384,600	423,400	449,300
	60	312,700	385,400	424,100	449,900
	61	314,700	386,100	424,700	450,400
	62	316,200	386,900	425,300	450,900
	63	318,000	387,700	425,900	451,400
	64	319,700	388,300	426,500	452,000
	65	321,600	389,100	427,000	452,400
	66	323,100	389,900	427,500	452,900
	67	324,800	390,500	428,100	453,400
	68	326,300	391,300	428,700	453,800
	69	328,000	392,100	429,300	454,300
	70	329,600	392,700	429,800	454,800
	71	331,100	393,400	430,400	455,300
	72	332,600	394,300	431,000	455,800
	73	334,000	395,100	431,500	456,200
	74	335,500	395,800	432,100	456,700
	75	337,000	396,400	432,600	457,200
	76	338,600	397,100	433,200	457,700
	77	340,000	397,700	433,600	458,100
	78	341,400	398,300	434,100	458,500
	79	342,700	398,800	434,600	459,000
	80	344,000	399,400	435,100	459,500

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	270,200	353,200	396,000	423,500
	42	271,400	354,600	396,900	424,300
	43	273,000	356,000	397,900	425,200
	44	274,500	357,200	398,700	426,000
	45	276,100	358,300	399,400	426,700
	46	277,700	359,600	400,000	427,400
	47	279,200	360,900	400,800	428,100
	48	280,800	362,200	401,500	428,700
	49	282,000	363,400	402,300	429,300
	50	283,500	364,600	402,900	430,000
	51	285,000	365,700	403,600	430,600
	52	286,400	366,900	404,400	431,100
	53	288,200	368,000	405,100	431,600
	54	289,500	369,100	405,900	432,200
	55	290,900	370,100	406,700	432,700
	56	292,600	371,100	407,400	433,300
	57	294,500	372,000	407,900	433,900
	58	296,400	372,900	408,600	434,400
	59	298,400	373,800	409,200	435,000
	60	300,400	374,700	409,900	435,600
	61	302,500	375,500	410,500	436,100
	62	304,000	376,400	411,100	436,600
	63	305,800	377,200	411,700	437,100
	64	307,600	377,900	412,300	437,700
	65	309,600	378,700	412,800	438,100
	66	311,200	379,500	413,300	438,600
	67	312,900	380,100	413,900	439,100
	68	314,500	380,900	414,500	439,500
	69	316,300	381,700	415,100	440,000
	70	317,900	382,300	415,600	440,500
	71	319,500	383,000	416,200	441,000
	72	321,100	383,900	416,800	441,500
	73	322,600	384,700	417,300	441,900
	74	324,200	385,400	417,900	442,400
	75	325,800	386,000	418,400	442,900
	76	327,400	386,700	419,000	443,400
	77	328,900	387,300	419,400	443,800
	78	330,400	387,900	419,900	444,200
	79	331,800	388,400	420,400	444,700
	80	333,200	389,000	420,900	445,200

(改正後)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	345,300	円	400,000	円	435,500	円	460,000	円
	82	346,500		400,500		436,000		460,500	
	83	347,700		401,100		436,500		461,000	
	84	348,800		401,700		437,000		461,400	
	85	350,000		402,300		437,400		461,900	
	86	351,200		402,800		437,800		462,300	
	87	352,500		403,300		438,300		462,700	
	88	353,600		403,900		438,800		463,100	
	89	354,700		404,400		439,300		463,400	
	90	355,800		404,800		439,700		463,700	
	91	357,000		405,400		440,200		464,100	
	92	358,100		405,900		440,700		464,500	
	93	359,100		406,400		441,100		464,900	
	94	360,100		407,000		441,500		465,300	
	95	361,000		407,500		441,900		465,700	
	96	361,900		408,000		442,300		466,100	
	97	362,900		408,400		442,700		466,400	
	98	363,800		408,900		443,000		466,700	
	99	364,600		409,400		443,400		467,100	
	100	365,300		409,900		443,800		467,500	
	101	366,000		410,400		444,200		467,900	
	102	366,700		410,900		444,600			
	103	367,400		411,400		445,000			
	104	367,900		411,900		445,400			
	105	368,500		412,400		445,700			
	106	369,000		413,000		446,100			
	107	369,500		413,500		446,500			
	108	370,100		414,000		446,900			
	109	370,800		414,400		447,200			
	110	371,300		414,800		447,600			
	111	371,800		415,300		448,000			
	112	372,300		415,900		448,400			
	113	372,800		416,400		448,700			
	114	373,300		416,800					
	115	373,800		417,200					
	116	374,300		417,600					
	117	374,700		418,000					
	118	375,100		418,400					
	119	375,600		418,800					
	120	376,100		419,200					

(現行)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号 級	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	334,600	円	389,600	円	421,400	円	445,700	円
	82	336,000		390,100		421,900		446,200	
	83	337,300		390,700		422,400		446,700	
	84	338,500		391,300		422,900		447,100	
	85	339,700		391,900		423,300		447,600	
	86	341,000		392,500		423,700		448,000	
	87	342,400		393,000		424,200		448,400	
	88	343,600		393,600		424,700		448,800	
	89	344,800		394,100		425,200		449,100	
	90	346,000		394,500		425,600		449,400	
	91	347,200		395,100		426,100		449,800	
	92	348,300		395,600		426,600		450,200	
	93	349,400		396,100		427,000		450,600	
	94	350,400		396,600		427,400		451,000	
	95	351,400		397,100		427,800		451,400	
	96	352,400		397,600		428,200		451,800	
	97	353,400		398,000		428,600		452,100	
	98	354,300		398,400		428,900		452,400	
	99	355,100		398,900		429,300		452,800	
	100	355,800		399,400		429,700		453,200	
	101	356,500		399,900		430,100		453,600	
	102	357,200		400,400		430,500			
	103	357,900		400,900		430,900			
	104	358,400		401,400		431,300			
	105	359,000		401,900		431,600			
	106	359,500		402,400		432,000			
	107	360,000		402,900		432,400			
	108	360,600		403,400		432,800			
	109	361,300		403,800		433,100			
	110	361,800		404,200		433,500			
	111	362,300		404,700		433,900			
	112	362,800		405,200		434,300			
	113	363,300		405,700		434,600			
	114	363,800		406,100					
	115	364,300		406,500					
	116	364,800		406,900					
	117	365,200		407,300					
	118	365,600		407,700					
	119	366,100		408,100					
	120	366,600		408,500					

(改正後)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	376,600	419,600		
	122	377,100	420,000		
	123	377,600	420,400		
	124	378,000	420,800		
	125	378,400	421,200		
	126	378,700	421,600		
	127	379,100	422,000		
	128	379,500	422,400		
	129	379,800	422,700		
	130	380,000			
	131	380,400			
	132	380,800			
	133	381,300			
	134	381,600			
	135	382,000			
	136	382,400			
	137	382,800			
	138	383,200			
	139	383,600			
	140	384,000			
	141	384,300			
	142	384,700			
	143	385,100			
	144	385,400			
	145	385,900			
	146	386,300			
	147	386,700			
	148	387,100			
	149	387,500			
	150	387,900			
	151	388,300			
	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	367,100	408,900		
	122	367,600	409,200		
	123	368,100	409,600		
	124	368,500	410,000		
	125	368,900	410,400		
	126	369,200	410,800		
	127	369,600	411,200		
	128	370,000	411,600		
	129	370,300	411,900		
	130	370,500			
	131	370,900			
	132	371,300			
	133	371,700			
	134	372,000			
	135	372,400			
	136	372,800			
	137	373,200			
	138	373,600			
	139	374,000			
	140	374,400			
	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			

(改正後)

職員の区分	職務の級 号 紙	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	161	392, 300	円	円	円
	162	392, 700			
	163	393, 100			
	164	393, 500			
	165	393, 900			
	166	394, 300			
	167	394, 600			
	168	395, 000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	169	395, 400			
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		244, 200	285, 300	310, 000	349, 500

(現行)

職員の区分	職務の級 号 紙	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	161	382, 500	円	円	円
	162	382, 900			
	163	383, 300			
	164	383, 700			
	165	384, 000			
	166	384, 400			
	167	384, 700			
	168	385, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	169	385, 500			
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		233, 100	272, 300	295, 900	335, 200

## 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案） について

### 1. 一体的整備構想（素案）

竣工から 38 年が経過し、老朽化等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現地建替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建替えに向けて取り組んでいる。

令和元年度から施設関係者との意見交換を重ね、また、令和 6 年度からは公園も含めて全体の機能が向上するよう地域との整理・検討を行い、今回、新たな公園と学校等施設を一体的に整備する考え方と今後の方向性を、別添の一体的整備構想（素案）としてとりまとめた。

### 2. パブリックコメントの実施

素案の内容について、以下の日程で、区民等に向けた意見公募（パブリックコメント）を実施する。

- ・意見公募期間：令和 7 年 12 月 5 日～12 月 22 日
- ・広報掲載：令和 7 年 12 月 5 日号
- ・ホームページ掲載：令和 7 年 12 月 5 日

### 3. 今後の予定（本年度）

- ・令和 7 年 12 月：パブリックコメントの実施
- ・令和 8 年 1 月：一体的整備構想の策定
- ・令和 8 年 3 月：都市計画変更案の縦覧（都市計画公園・第四種中高層階住居専用地区）

# 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）概要版（1）

教育委員会資料 6-2  
令和 7 年 11 月 28 日

## ○構想の対象と現状課題

- 和泉小学校・いずみこども園等施設（ちよだパークサイドプラザ）は、竣工から38年が経過し、老朽化や施設規模等の課題
- 現敷地で建て替えた場合は、児童・園児の仮施設への移転が必要
- また、現状の学校・公園の敷地形状が変わらないため、都市計画公園のうち約600m<sup>2</sup>を平日に学校が使用している状況がそのままとなる

## ○敷地の入れ替えによる整備

- 児童・園児への負担軽減を図る観点から、隣接する和泉公園敷地へ移転建て替え
- 都市計画公園の面積（4,600m<sup>2</sup>）を、まとまった利用しやすい形状（整形）に等積で配置
- 再整備を機に公園内を学校が使用している状況を一旦リセットして、両者にとってより良い整備・利用内容を検討

### 【再整備によって生じる新たな課題】

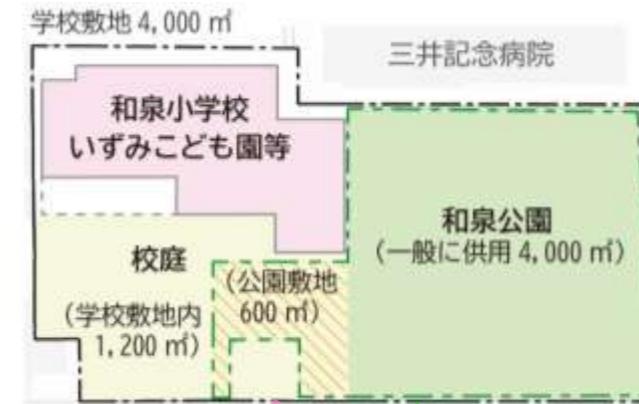
- 単純に新たな学校敷地内に校庭を整備した場合は、校庭で利用できる面積が減少する

## ○公園の面積・機能と教育環境の両立

- 限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境とを両立させる必要がある
- 地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられるが、公園と校庭を上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤校庭パターン」の実現性・有効性が高い



## 【現況】



## 【整備後】

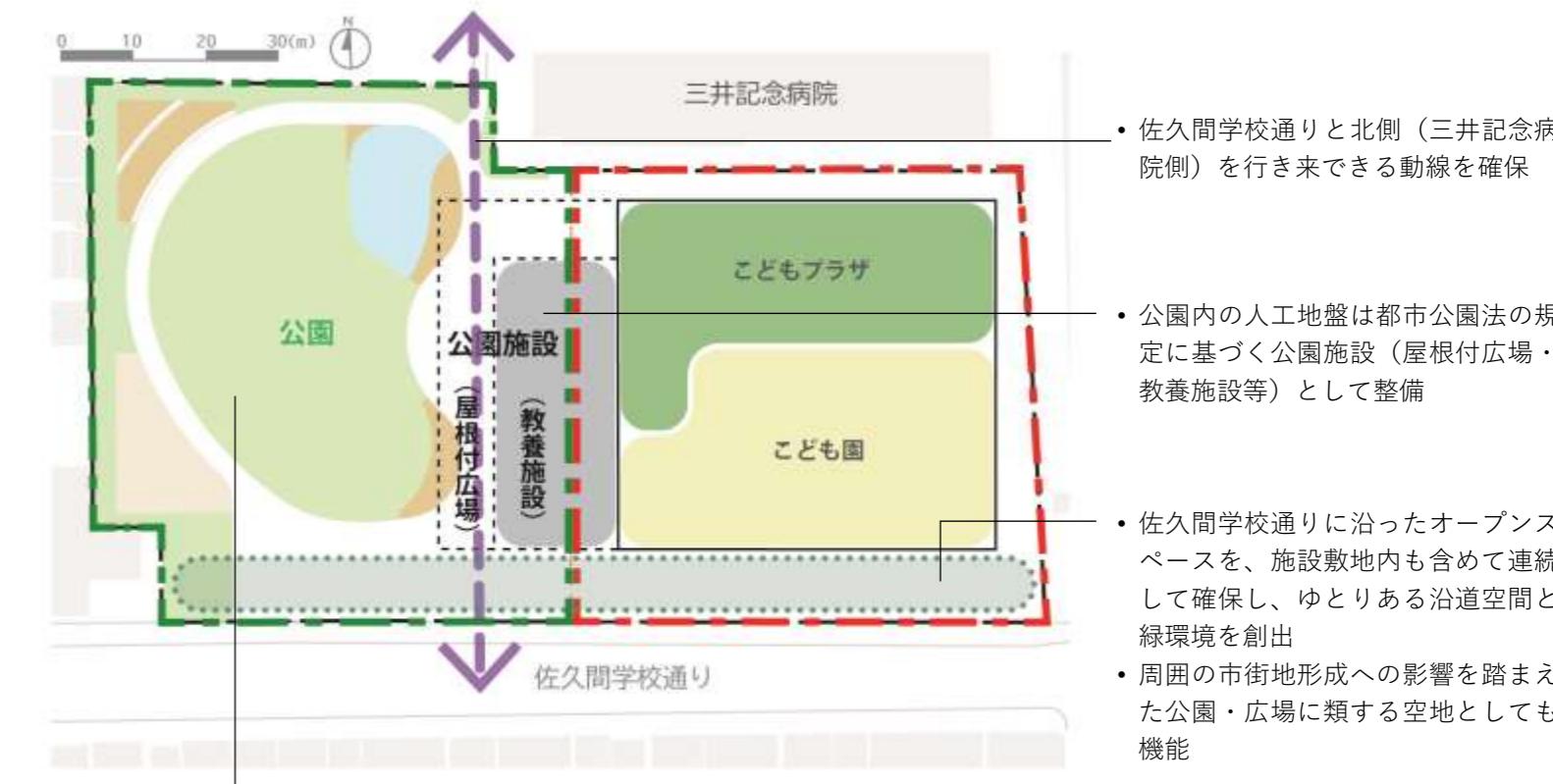
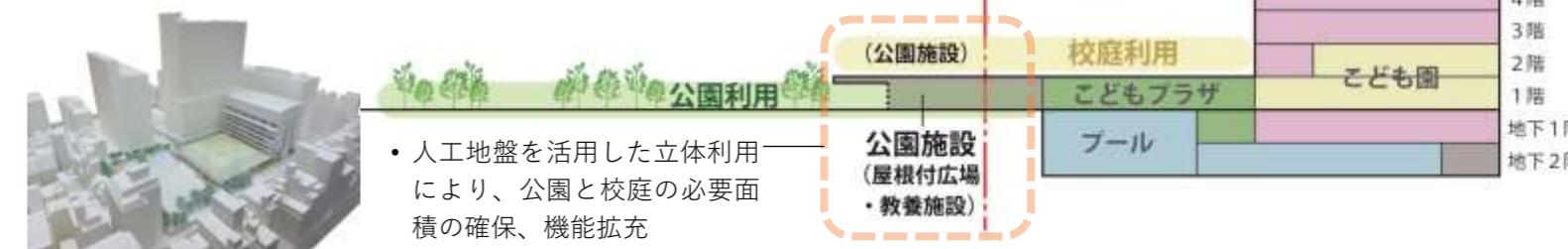


## ○人工地盤校庭パターンによる一体的整備イメージ

- 地上レベルにおいて都市計画公園の必要面積を確保しつつ、両敷地に跨るように人工地盤を整備
- 人工地盤上のレベル（2階レベル）はセキュリティが確保された広い校庭として利用。地上レベルは公園に面したピロティ空間の公園施設（屋根付広場や教養施設等）として地域住民・公園利用者の利便性が上がる機能を導入
- 教育活動がない日の人工地盤上の地域開放（校庭開放等）は現在と同様に継続（公園側から上がるアクセス路を確保）

※図示している整備イメージは一例であり、今後の基本計画・設計を通じて具体的な公園・施設のプランを検討します

施設	想定面積	既存面積
小学校	約11,000 m <sup>2</sup>	7,090.7 m <sup>2</sup>
こども園	約2,500 m <sup>2</sup>	1,941.8 m <sup>2</sup>
こどもプラザ他	約3,000 m <sup>2</sup>	2,422.4 m <sup>2</sup>
施設合計	約16,500 m <sup>2</sup>	11,454.9 m <sup>2</sup>



- 多様な活動や滞留・交流が生まれるまとまりある空間の創出
- じゃぶじゃぶ池、遊具等の従前の機能・記憶の継承

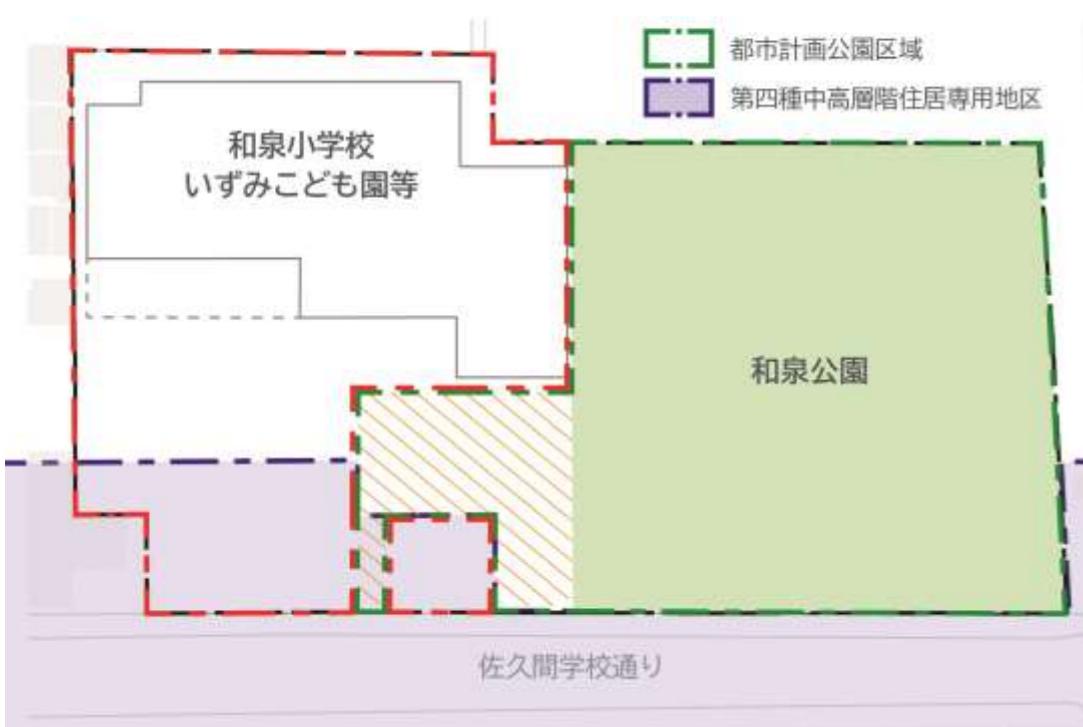


# 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）概要版（2）

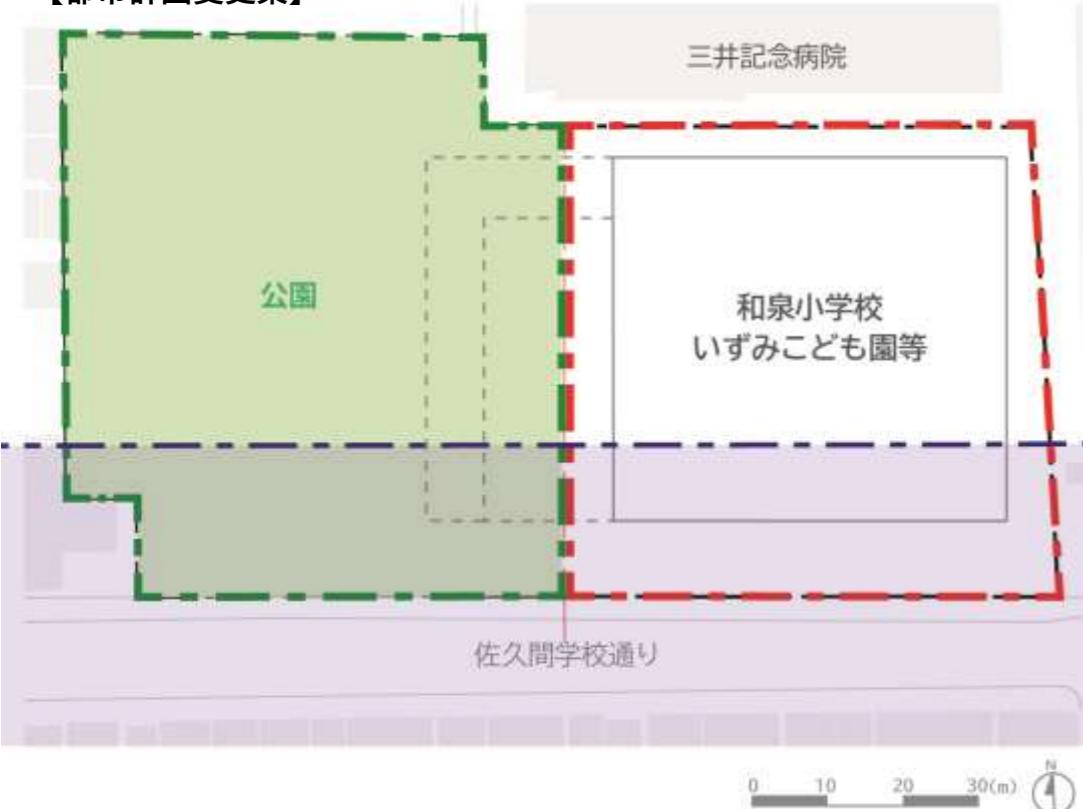
## ○都市計画変更の必要性

- 敷地の入れ替えによる施設・公園の整備を実現するため、現在、両敷地に定められている都市計画（都市計画公園、第四種中高層階住居専用地区）の区域（位置）を変更する必要がある
- これらの都市計画の変更に向けて取り組む

### 【現行都市計画】



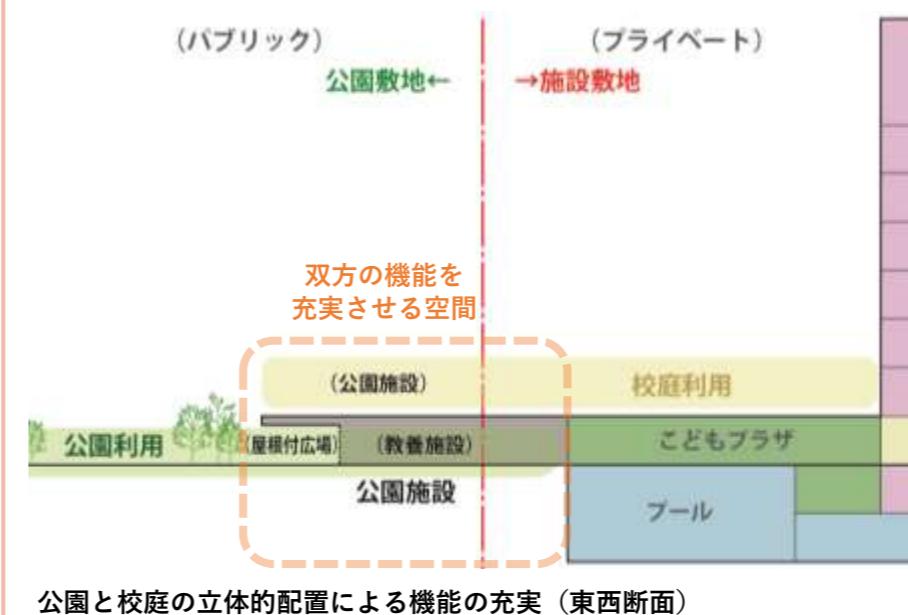
### 【都市計画変更案】



## ○敷地の入れ替えによる効果（抜粋）

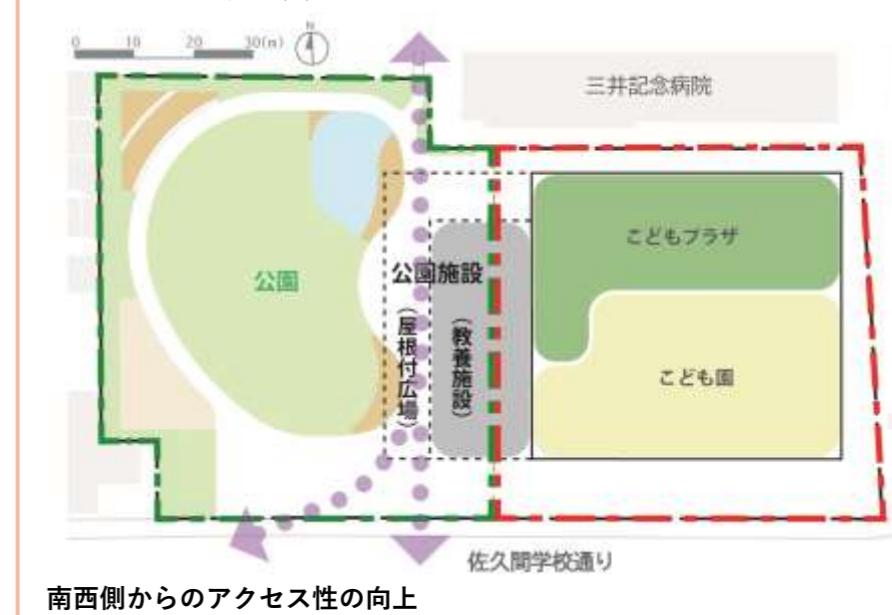
### 立体的な配置による双方の機能を充実させる空間の創出

- 立体的な整備により、公園と校庭の必要面積を確保
- 校庭としても利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場・教養施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化を促進



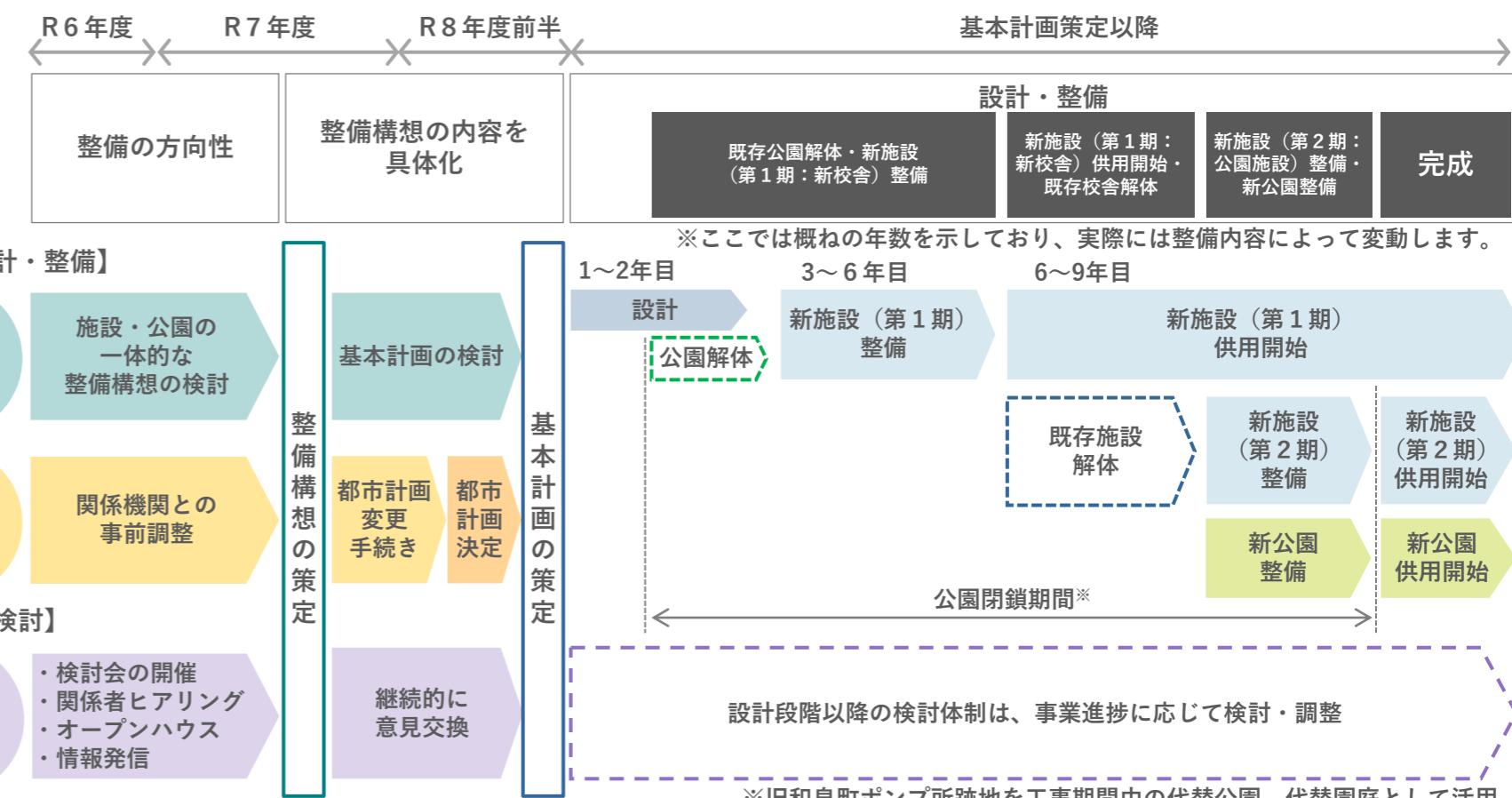
### より利用しやすい公園の配置・機能の実現

- 現在も多様な公園の利用が見られる中、公園の再整備による遊びと学びの場としての機能を充実
- 特に南西側から北側通路や三井記念病院への往来が多い現状を踏まえると、公園が西側に移動することでアクセス性が向上



## ○整備スケジュール

- 学校等施設と公園施設の入れ替え・一体的整備の方向性を定める本整備構想の策定後、都市計画の変更手続き及び基本計画の策定を行う
- 基本計画策定以降は、新しい施設及び公園の設計、新施設整備・新公園整備を展開



# 和泉小学校・いずみこども園等施設と 和泉公園との一体的整備構想 (素案)

令和 7 年 12 月  
千代田区

# 目次

---

## 1. はじめに

- 1-1. 整備構想策定の背景・目的
- 1-2. 整備構想の対象
- 1-3. 検討経緯

## 2. 施設の現況

- 2-1. 各施設の概要
- 2-2. 上位計画等
- 2-3. 公園利用状況調査
- 2-4. 風環境シミュレーション

## 3. 関係者及び地域の方からのご意見

- 3-1. 関係者及び地域の方の意向把握の概要
- 3-2. 意見のまとめ

## 4. 整備に向けた課題

- 4-1. 学校等施設の現状課題
- 4-2. 公園の現状課題

## 5. 一体的整備の考え方

- 5-1. 施設規模の想定
- 5-2. 一体的整備の必要性
- 5-3. 公園の面積・機能と教育環境の両立
- 5-4. 人工地盤校庭パターンによる一体的整備イメージ
- 5-5. 敷地の入れ替え・一体的整備による効果と影響
- 5-6. 都市計画変更の必要性

## 6. 施設計画の方向性

- 6-1. 全体に係る整備の方向性
- 6-2. 学校等施設に係る整備の方向性
- 6-3. 公園に係る整備の方向性
- 6-4. 概算事業費
- 6-5. 整備スケジュール
- 6-6. 公園閉鎖期間の代替公園の必要性
- 6-7. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用

## 7. 施設の整備イメージ

- 7-1. 整備イメージの考え方
- 7-2. 施設構成の例

## 8. 今後の検討課題

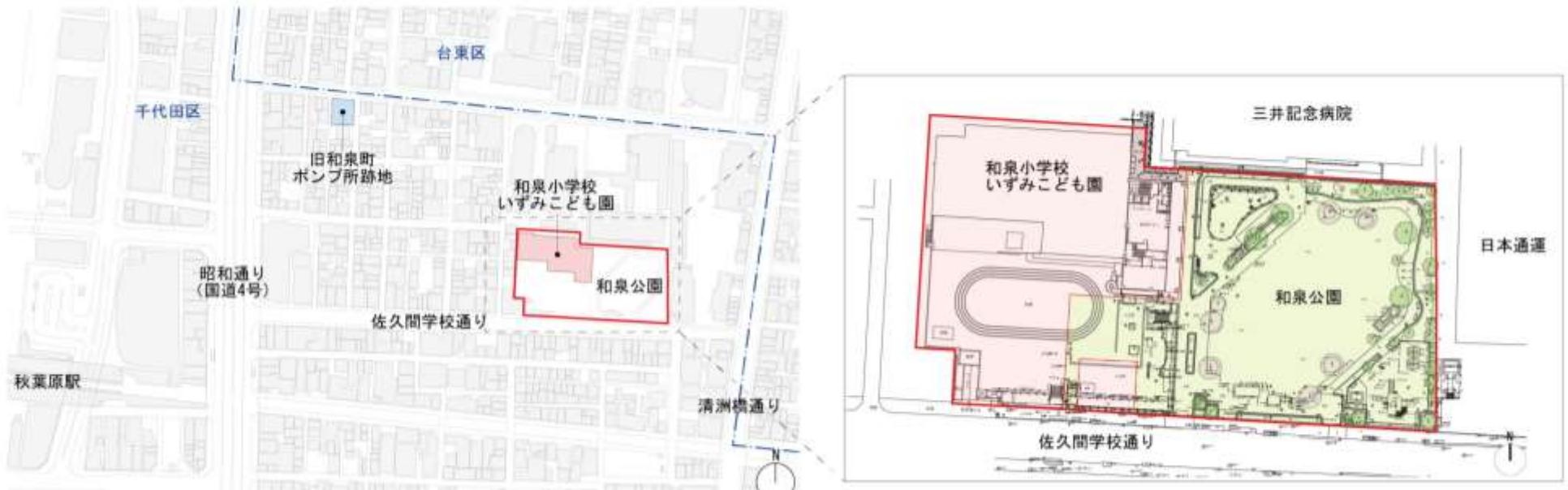
# 1 はじめに

## 1－1. 整備構想策定の背景・目的

- 竣工から38年が経過し、老朽化や施設規模等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）については、児童・園児への負担軽減を図る観点等から、現敷地建て替えではなく隣接する区立和泉公園敷地への移転建て替えに向けて取り組んでいます。（公園との敷地交換）
- 令和元年度から検討組織を設けて施設関係者との意見交換を重ね、令和6年度からは公園の視点を検討に加え、公園も含めて全体の機能が向上するよう、完成後的一体的利用も含めた再整備の方向性について地域とともに整理・検討を行ってきました。
- この「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（以下、「整備構想」という。）」では、これまでの検討会等での意見や議論を踏まえ、公園と学校等施設の敷地を入れ替え新たな公園と学校等施設を一体的に整備する考え方と今後の方針性を取りまとめています。
- 一体的整備を実現するためには、長期間にわたって多くの関係者が携わりながら、計画、設計、施工といったいくつものステージを乗り越えていくことが必要です。本整備構想に示した内容を常に参照しながら、子どもたちと地域の未来を明るく照らす、学びと遊び、憩いの場を創り出してまいります。

## 1 – 2. 整備構想の対象

- 和泉小学校・いずみこども園等施設（和泉小学校、いずみこども園、いずみこどもプラザ及びちよだパークサイドプラザ）並びに和泉公園を整備構想の対象とします。



(この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第156号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。)

(公園台帳平面図を加工して作成)

### 【施設の沿革】

- 旧佐久間小学校敷地を利用し、地域に開かれた学校を核とした多目的利用の都市型複合公共施設として昭和62年7月に竣工、9月に開設。
- 平成5年4月には、旧佐久間小学校と旧今川小学校を統合し再配置した「和泉小学校」として開校。
- 平成14年4月には、佐久間幼稚園といずみ保育園からなる幼保一元化施設として「いずみこども園」を新たに開設。
- 現在は、小学校・こども園の他、集会室等の地域利用施設（ちよだパークサイドプラザ）と児童館的機能（いずみこどもプラザ）を有している。

## 1 – 3. 検討経緯

- 下表に示すとおり、関係者や地域の方との密な意見交換を重ね、整備構想の検討を深めてきました。

会議体名称	日付	会議概要
■和泉小学校学校運営協議会	平成30年12月19日	・施設の課題共有、仮校園舎の整備における課題共有
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備 検討準備会	令和元年12月17日	・施設の現状についての情報共有、和泉公園を利用する可能性の検討
	令和2年2月19日	・施設整備について ・仮校園舎建設による現敷地建て替えと和泉公園敷地への新施設の移転建て替えを比較検討
■和泉小学校・いずみこども園等施設整備 校・園関係者懇談会	令和4年1月17日	・整備を建て替えで進めること ・和泉公園を活用する方向性で検討すること
	令和6年1月26日	・和泉小学校・いずみこども園等の施設整備基本構想素案（たたき台）の確認 ・和泉公園と換地する方針の確認、和泉公園閉鎖時の代替措置の検討
■和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会	令和6年11月21日	・和泉公園の現況及び課題 ・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・施設と公園の配置形態
	令和7年3月27日	・和泉公園利用状況調査、風環境のシミュレーション結果概要 ・検討会、個別ヒアリング、オープンハウス型地域説明会等での意見とその対応 ・施設と公園の配置形態
	令和7年9月19日	・人工地盤校庭パターンについての制度的・技術的・機能的整理 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画 ・整備構想（骨子案）
■オープンハウス型地域説明会	令和7年2月7日・8日	・公園敷地と学校敷地の入れ替え ・地表面兼用パターンによる施設と公園の計画イメージ
	令和7年10月19日・20日	・敷地の入れ替え効果・一体的整備・都市計画変更等 ・人工地盤校庭パターンにおける施設と公園の計画イメージ

その他、地域団体への個別ヒアリング、和泉小学校児童へのアンケートを実施

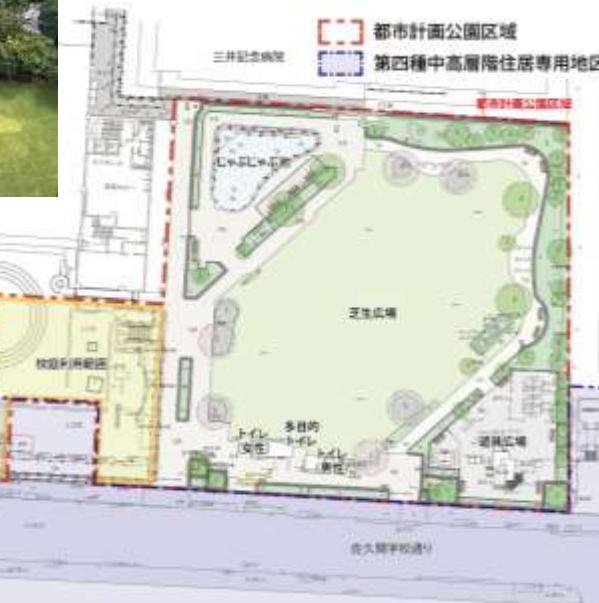
学校等施設の検討

学校等施設及び公園の検討

# 2 施設の現況

## 2 – 1. 各施設の概要

- 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の概要は下表の通りです。

和泉小学校・いずみこども園等施設		和泉公園 (都市計画公園、街区公園)
所在	神田和泉町1番地	神田和泉町1番地300
地域 地区等	商業地域、容積率500%（南側一部600%）、建ぺい率80% 第四種中高層階住居専用地区※1（南側一部）、防火地域、日影規制なし、千代田区駐車場整備地区※2	
敷地 面積等	3,963.06 m <sup>2</sup> うち校庭面積 小学校：約1,207 m <sup>2</sup> こども園：約218 m <sup>2</sup>	4,607.71 m <sup>2</sup> 但し、南西部は学校の校庭として利用されているため、実際に公園として利用できる範囲は約4,000 m <sup>2</sup>
施設等	<p><b>現在の和泉小学校等施設の構成</b></p>   <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8階・地下1階</li> <li>延床面積：11,454.9 m<sup>2</sup></li> <li>昭和62年竣工</li> </ul>	
	  <ul style="list-style-type: none"> <li>健康器具</li> <li>スプリング遊具</li> <li>ブランコ</li> <li>砂場</li> <li>鉄棒・滑り台等を兼ねた複合遊具</li> <li>トイレ</li> <li>レンタサイクルポート</li> </ul>	

※1 第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にするよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

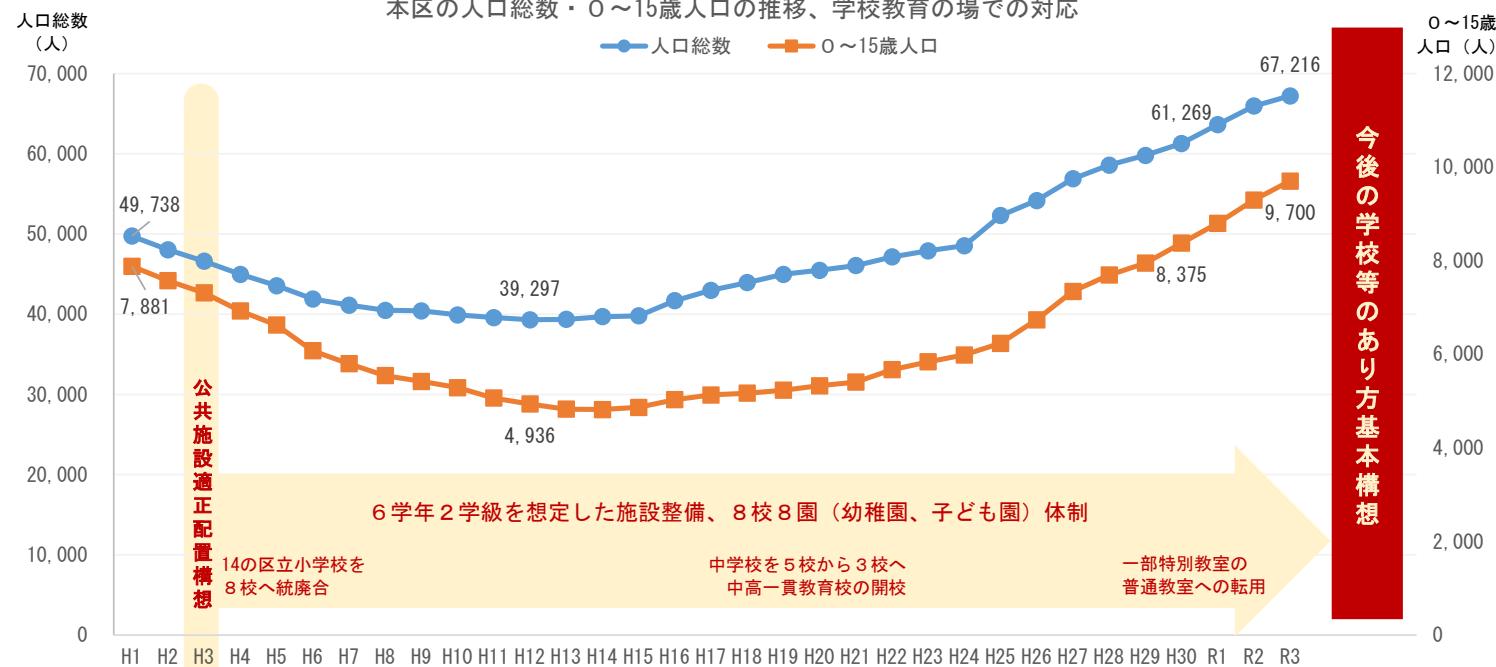
※2 千代田区駐車場整備地区：都条例により、建築物の規模・用途に応じた駐車場附置義務が生じます。

## 2 – 2. 上位計画等

### (1) 今後の学校等のあり方基本構想（令和5年6月策定）

- 区では、児童・生徒数の増加状況が続く中、子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしていくための「今後の学校等のあり方」について、基本構想をまとめています。

#### 今後の学校等のあり方基本構想（令和5年6月策定）より抜粋



#### ◆各学校の教室数・併設している施設の状況等

- 今後も児童数の増加が想定される小学校では、併設施設の外部移転や特別教室の改修等によって普通教室を確保するための検討を行っています。
- また、学校施設等の老朽化や劣化状況等を踏まえ、順次、建て替え又は改修工事を行っており、和泉小学校や番町小学校では建て替えを計画しています。

#### ◆よりよい教育環境の整備

- 学校設置基準等に基づき、子どもたちにとって、よりよい学びや運動等を実現するための教育環境を整備するため、諸室や校庭等のより効果的な活用可能性を検討していくことが重要です。

#### 【具体的な取組案】

公園と隣接している学校について、校庭と公園の一体的な利用の可能性を検討する。学校に隣接する区有地や民有地の活用について検討する。

## (2) 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）

- 緑の潤いを感じる空間の確保、和泉公園やちよだパークサイドプラザを地域のコミュニティ、防災などの核として活かすことが掲げられています。

### 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）より抜粋



これからの中づくりー注視すべき人とまち、社会の変化

- ・ファミリー層、子ども層を中心とした、区内で最大の定住人口の増加率
- ・かつての問屋街の界隈性やコミュニティのつながりの希薄化
- ・中小建物の老朽化が進行
- ・首都直下地震、荒川氾濫や集中豪雨などによる被害拡大の懸念

#### 地区別方針 地区①

地区  
① 神田和泉町、神田佐久間町二・三・四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目、神田平河町

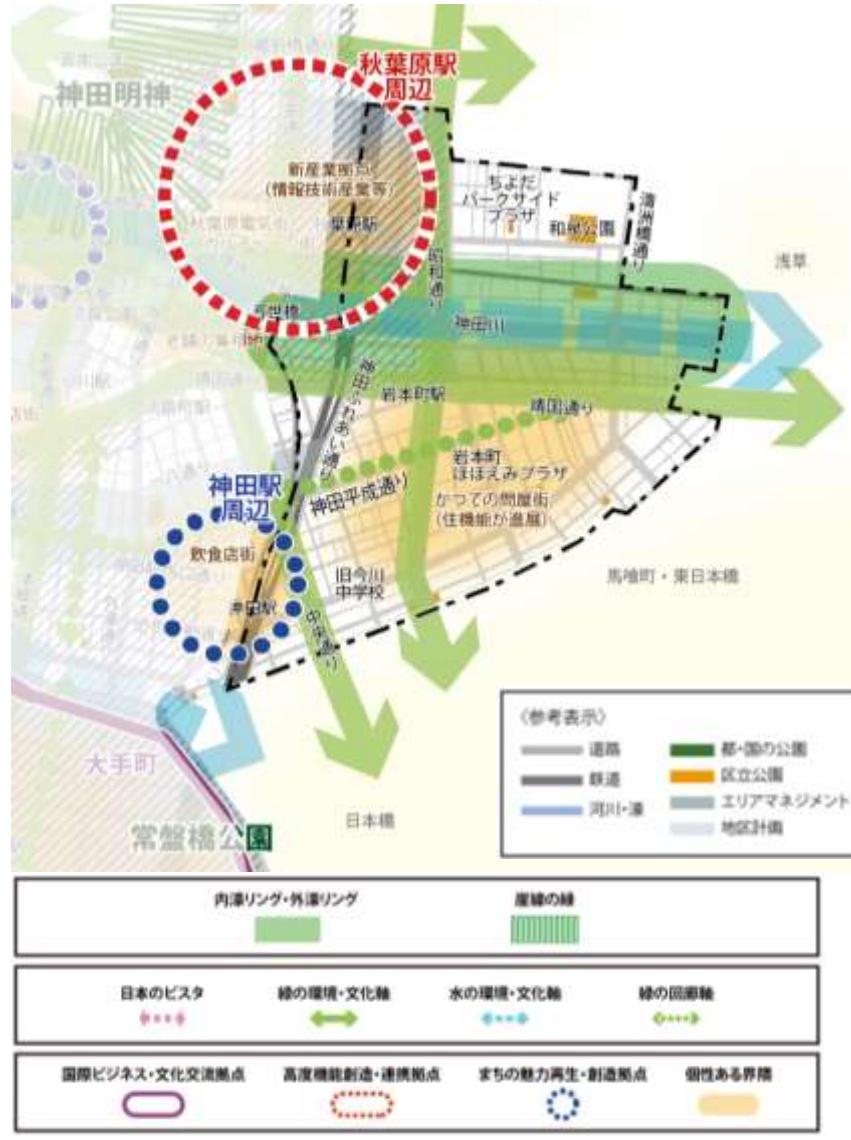
中層・中高層の複合市街地として、和泉公園や公共施設のゆとりと潤いを活かし、住宅と商業・業務施設が調和する、災害に強いまちをつくります。

- 多様な住まい方を選択できる住宅の整備や良好な街並みの形成、安全で歩きやすい歩行空間や緑の潤いを感じる空間の確保を進めています。
- 和泉公園周辺や清洲橋通り沿道などの立地を活かして、日常生活の利便性を高める店舗や、平日夜間・休日の生活を豊かにする機能の充実を促進します。
- 和泉公園やちよだパークサイドプラザを地域のゆとり、潤い、コミュニティ、防災などの核として活かしていきます。
- 首都直下地震に加え、荒川の氾濫や集中豪雨による浸水などに対する防災性の向上のため、災害時の安全性確保や被害軽減を図る建て替え、豊かな道路空間の創出を進めます。
- 神田川両岸沿いの一体的な水辺空間のデザインのもと、中高層を基本として連続する協調的な開発を進め、まちに活気と安らぎを感じさせる心地よい空間を広げていきます。
- 秋葉原駅とまちをつなぐバリアフリールートの確保を進めます。

### (3) 千代田区緑の基本計画（令和3年7月改定）

- 緑地における雨水貯留・浸透機能の整備、増加するファミリー層や子どもが気軽に使えるよう緑地を有効活用することが掲げられています。

千代田区緑の基本計画（令和3年7月改定）より抜粋



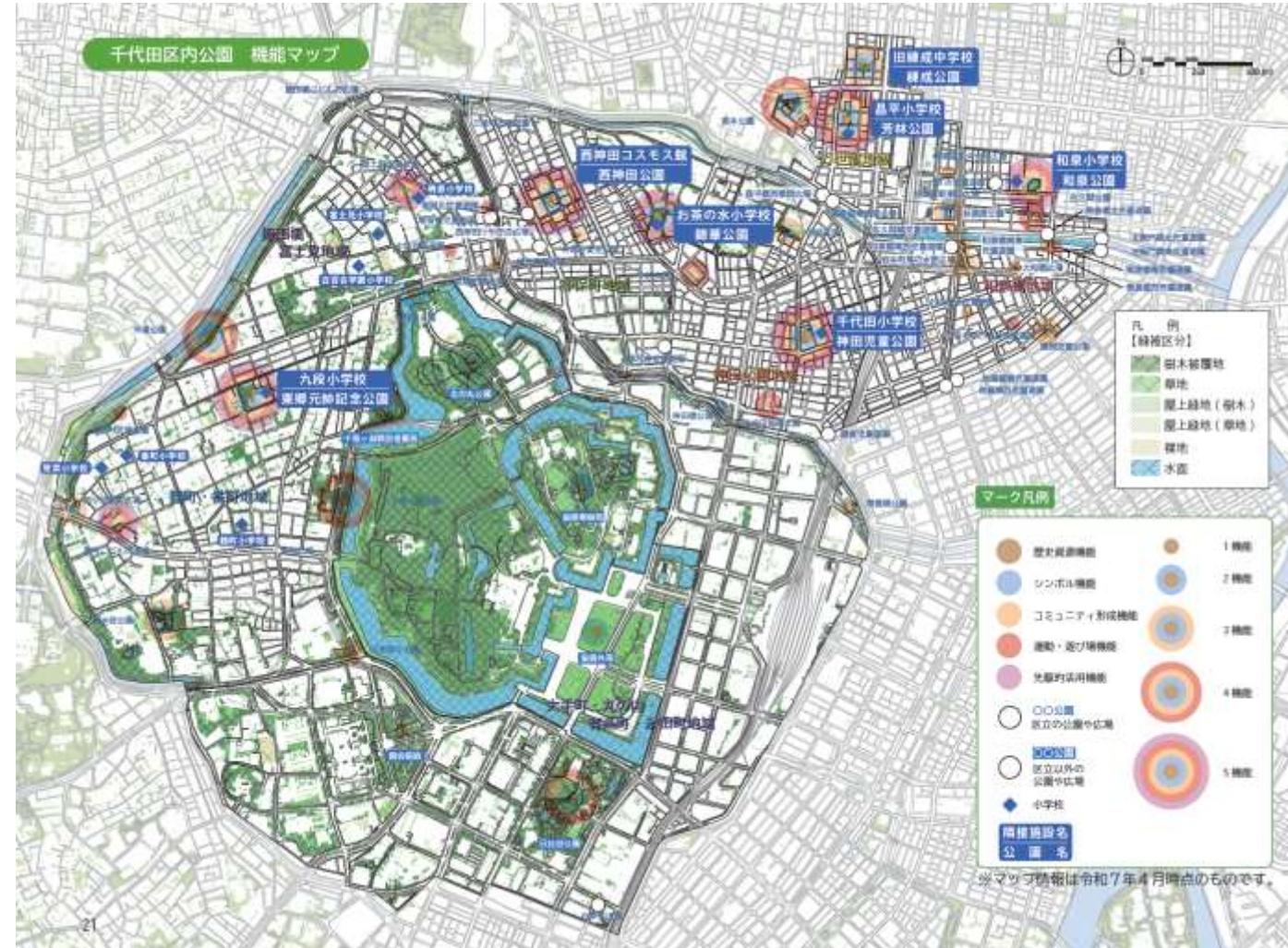
#### 本地域のまちづくりを加速させる緑の取組方針

1. 歴史をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>神田川の水質改善や河川空間周辺の緑化等を通じて、本区を包む外濠リングの質を高め、また周辺区へと緑をつなげていきます。</li> </ul>
2. 空間をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>神田川における舟運活用も見据えながら、水辺の歩行空間の整備、橋を活かした河川への眺望確保等を進めます。</li> <li>本地域の骨格である神田川沿いと靖国通り沿道において、水辺とのつながりを意識して、建築物のデザイン等を促進するとともに、空地の確保、重点的な緑化によって、潤いを感じられる空間のつながりを創出します。</li> </ul>
3. 安心をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川・神田川の外水氾濫が発生した場合、本地域の大部分で浸水被害が懸念されるため、緑地において雨水貯留・浸透機能の整備を進めます。</li> </ul>
4. 人とまちの縁をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>問屋街としての昔ながらの生業や人の交流を生み、ものづくりやアートの活動の場となるよう、また増加するファミリー層や子どもが気軽に使えるよう、限られた緑地を有効に活用していきます。</li> </ul>
5. 未来につなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>アダプト団体をはじめ、地域に住み、働き、滞在する多様な人が関わる地域の緑の維持管理を推進します。</li> </ul>
6. 緑とのつながりを創造する	<ul style="list-style-type: none"> <li>長く地域に暮らす人と新たに住み始めた人、クリエイティブに活動する人など、様々な人々が集まり、緑に関する活動に関わりながら、新たな文化やコミュニティを育むような機会の充実を図ります。</li> </ul>

## (4) 千代田区公園づくり基本方針（令和7年3月改定）

- 和泉公園（4,600m<sup>2</sup>）は、面積が500m<sup>2</sup>未満の公園が多い和泉橋地域において、地域の核となる公園であり、多くの機能（シンボル、運動・遊び場、先駆的活用、歴史資源、コミュニティ形成）を拡充していくことが期待されています。
- また、公園と施設の敷地交換による一体的整備、公園と校庭の共用を視野に入れた整備、運用を検討することが掲げられています。

### 千代田区公園づくり基本方針（令和7年3月改定）より抜粋



公園をよりよくするための4つの視点

#### 視点1 多様化する区民ニーズの実現

- 遊具の種類や数、ボール遊びや花火などのニーズがあります。
- 祭事などイベント利用のニーズがあります。
- 多様な区民ニーズを捉えながら、柔軟な運用に向けた公園づくりが重要です。

#### 視点2 ポテンシャルの有効活用

- 江戸の文化と近代の機能が融合し、都心の風格と心地よい環境を継承しています。
- 魅力ある公園を将来に引き継ぐため、伝統文化の発信に加え、環境の保全に配慮した整備が重要です。
- 利用者が場所や時間によって変化することと、昼間人口比率が高いことを踏まえた公園づくりが重要です。

#### 視点3 すべての人が使いやすい公園

- 少子高齢化や多国籍化が進む中、千代田区の人口は増加しています。
- 遊具の種類や数について「満足」を増やせる余地があります。
- 高齢者や障がい者が使いやすい公園への改善が必要です。

#### 視点4 様々な主体との連携

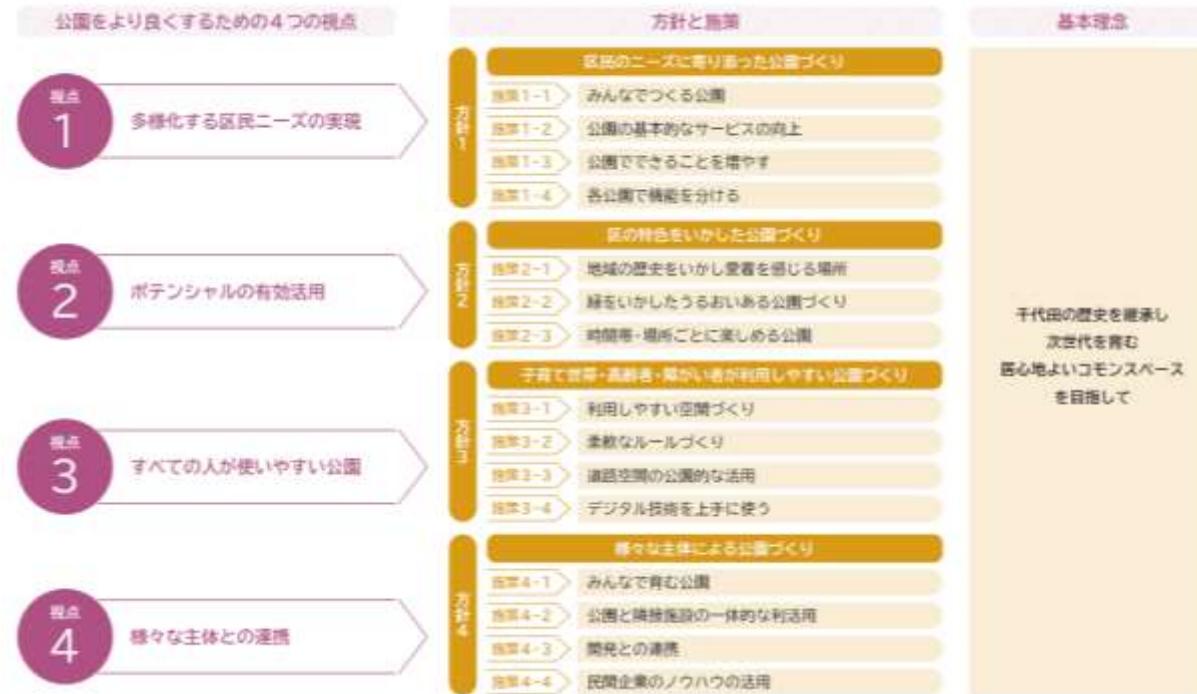
- 地域住民、民間企業などの緊密な連携が公園づくりの重要なテーマとなっています。
- 地域住民と使い方を話し合い、安全で快適な公園づくりを推進することが重要です。
- 一人あたりの公園面積が少ないため、公開空地などとの連携が重要です。

## 千代田区公園づくり基本方針（令和7年3月改定）より抜粋

### 基本理念

#### 千代田区の歴史を継承し 次世代を育む 居心地よいコモンスペースを目指して

### 方針と施策



### 公園づくりの進め方－今後の取組

#### 和泉公園 整備予定

#### 手法1 ハード 整備

##### 該当する施策

施策1-1	施策1-2	★ シンボル機能
施策1-3	施策1-4	△ 先駆的活用機能
施策2-2	施策2-3	△ 歴史資源機能
施策3-1	施策3-2	△ コミュニティ形成機能
施策3-4	施策4-1	
施策4-2	施策4-3	施策4-4

##### 拡充する機能

##### 運動・遊び場機能

- 隣接する小学校等施設の建替えを機に公園整備に取り組みます。
- 公園と施設の敷地交換による一体的整備を進めます。
- 子どもの遊びや地域活動、災害時の拠点などニーズに寄り添った整備をします。
- 公園と校庭の共用を視野に入れた整備、運用を検討します。



## 2 – 3. 公園利用状況調査

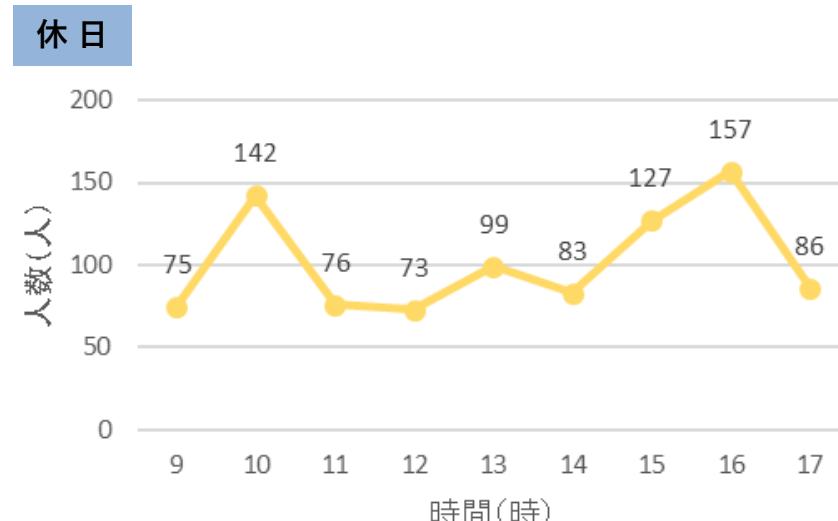
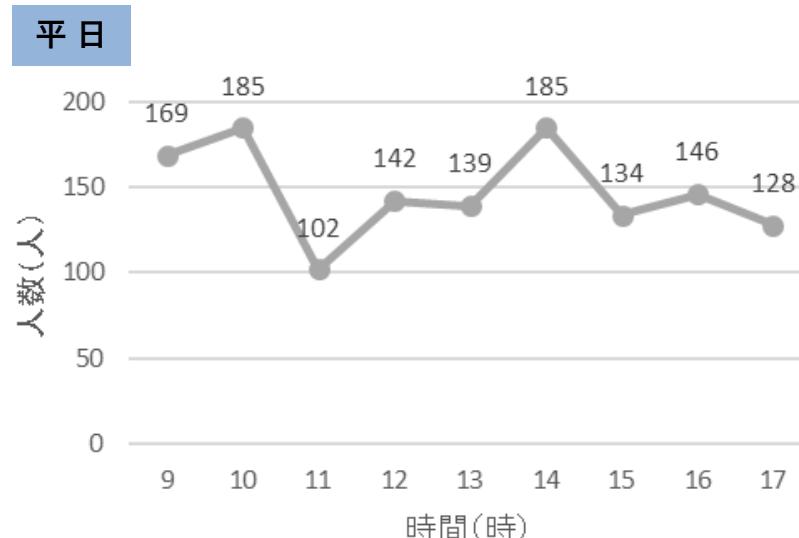
- 利用者による多様な活動の創出につながる効果的な空間整備に向け、現在の公園利用状況を調査しました。
- 公園の利用者数、滞留行動や利用動線等の使われ方は以下の通りです。

### (1) 利用者カウント調査

調査方法	公園出入口において利用者数をカウントし、時間帯別利用者数・利用者年齢構成・利用目的を集計
調査日	平日：令和4年10月12日（水）／ 休日：令和4年10月8日（土）

#### 時間別利用者数

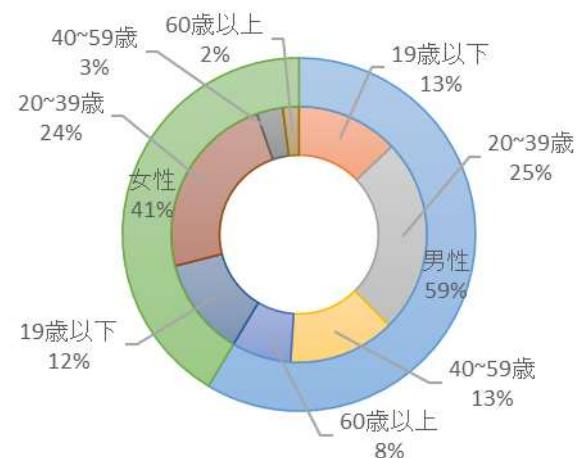
- 公園の通り抜け利用者が含まれるため、平日の方が、休日よりも利用者が多い傾向にあり、10時台と14時台が利用者のピークとなっています。
- 休日は、公園の利用・滞在が多く、ピークとなる16時台は平日と比較して利用者数が多くなっています。



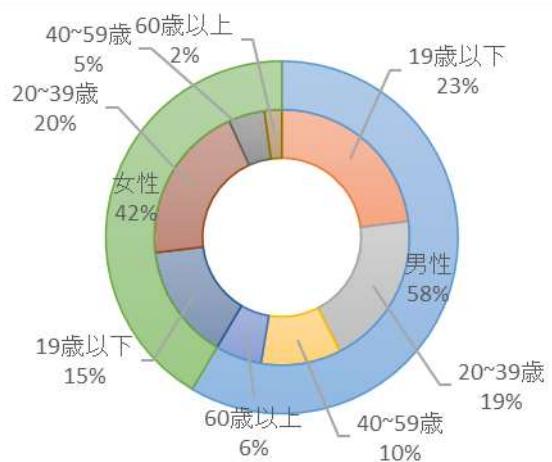
## 年齢・性別構成

- 平日は、男性・女性ともに20～39歳が特に多く、子ども連れの利用だけでなく、通り抜け等のための周囲の住民・ビジネスパーソンによる利用者が多くなっていると考えられます。
- 休日は、19歳以下及び20～39歳が多く、子ども連れ等の利用が多いと考えられます。

### 平日



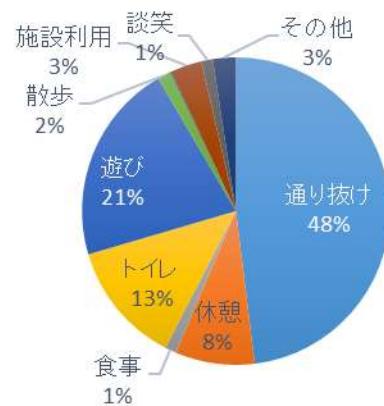
### 休日



## 利用目的

- 平日は通り抜けが、休日は遊びが最も多く、都心に位置する公園として特徴的な利用状況となっています。

### 平日



### 休日



## (2) アクティビティマッピング調査

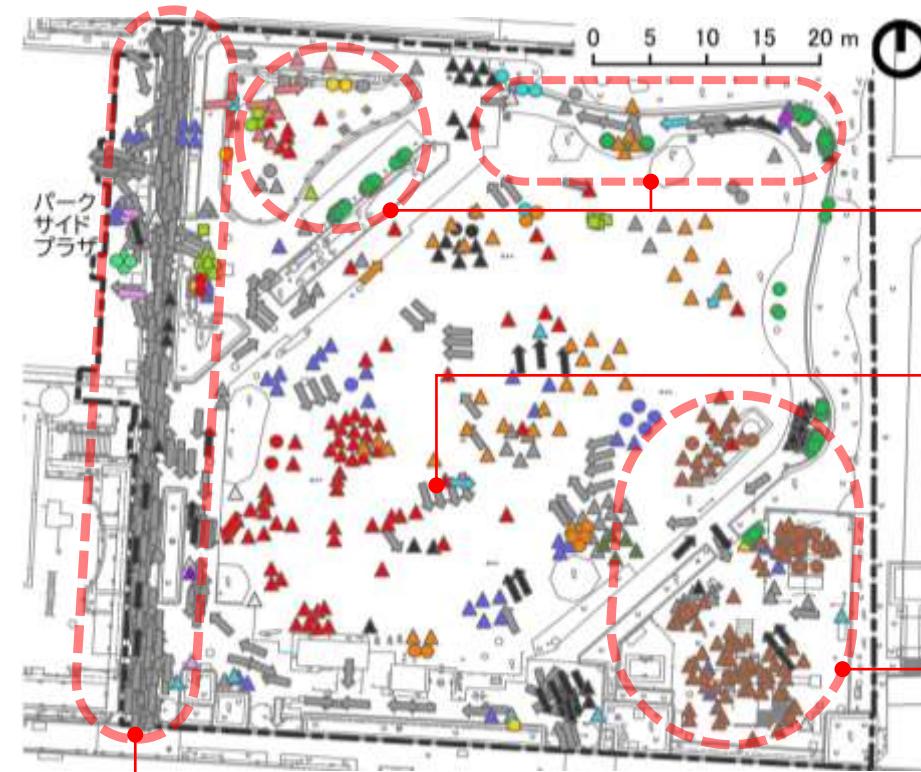
調査方法	滞留行動（休憩・飲食・会話等）と地点を地図に記入し、芝生広場・ベンチ・遊具廻り等の空間特性や活動が生まれるポテンシャルを分析
調査日	平日：令和6年11月25日（月）、令和7年10月30日（木） 休日：令和6年11月24日（日）、令和7年11月2日（日）

### 平日

#### 凡 例

- 形  
 ○ 座る  
 △ 立ち  
 ⇒ 歩行・移動  
 □ その他

- 色  
 ■ 遊具で遊ぶ  
 ■ 広場で遊ぶ  
 ■ ジャンボジャングルで遊ぶ  
 ■ 運動  
 ■ 広場でくつろぐ  
 ■ ベンチでくつろぐ  
 ■ 飲食  
 ■ スマホ操作  
 ■ パソコン操作  
 ■ 写真・動画撮影  
 ■ ゲームで遊ぶ  
 ■ 読書  
 ■ 待ち合わせ  
 ■ 会話  
 ■ 散歩・周遊  
 ■ 自転車乗り降り  
 ■ 公園清掃  
 ■ 特筆なし



(公園台帳平面図を加工して作成)

西側通路は、パークサイドプラザへの往来や南北の通過がほとんどとなっています

ベンチやジャンボジャングルの周りは、くつろいだり、ランチタイムの飲食などの利用も見られます



ベンチで会話・ランチ

芝生広場は、児童のボール遊びや、大人がくつろいでいる場面も見られます



広場でくつろぐ

遊具周りは、「遊具で遊ぶ」がほとんどを占めています



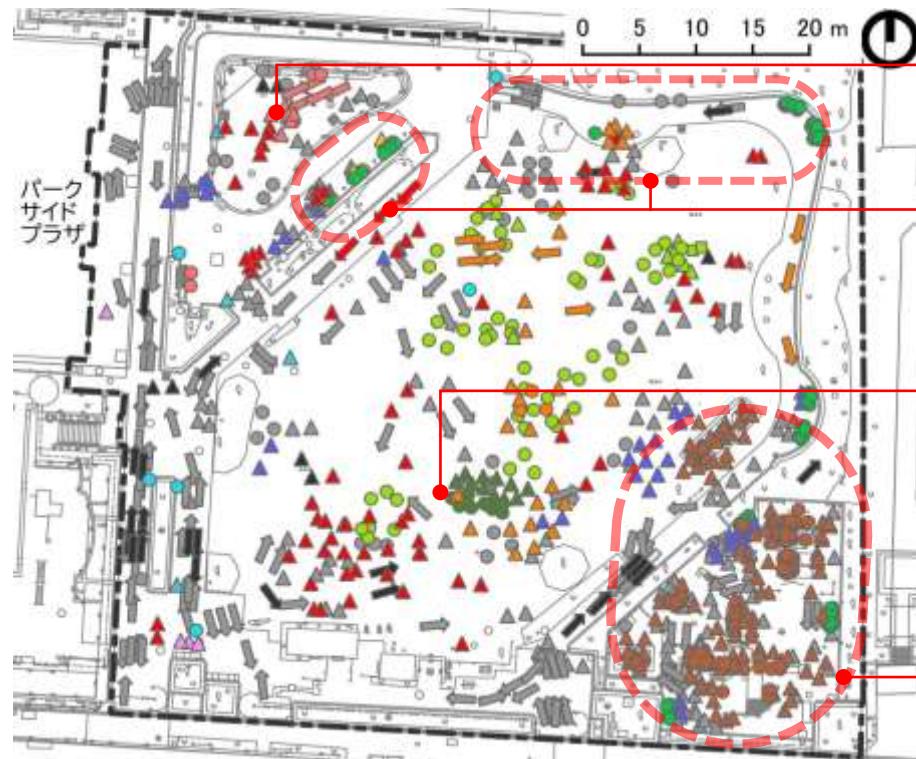
近隣保育園の散歩

## 休日

### 凡 例

形  
 ○ 座る  
 △ 立ち  
 ⇒ 歩行・移動  
 □ その他

色  
 ■ 遊具で遊ぶ  
 ■ 広場で遊ぶ  
 ■ じゃぶじゃぶ池で遊ぶ  
 ■ 運動  
 ■ 広場でくつろぐ  
 ■ ベンチでくつろぐ  
 ■ 飲食  
 ■ スマホ操作  
 ■ パソコン操作  
 ■ 写真・動画撮影  
 ■ ゲームで遊ぶ  
 ■ 読書  
 ■ 待ち合わせ  
 ■ 会話  
 ■ 散歩・周遊  
 ■ 自転車乗り降り  
 ■ 公園清掃  
 ■ 特筆なし



(公園台帳平面図を加工して作成)

じゃぶじゃぶ池の周りでも遊んでいる利用者が見られます

ベンチなどの隅で佇める場所で、くつろいだり、スマホ操作などの滞留が見られます

芝生広場は「広場でくつろぐ」「広場で遊ぶ」など、多様なアクティビティが見られます

遊具周りは、「遊具で遊ぶ」がほとんどを占めています



じゃぶじゃぶ池で遊ぶ



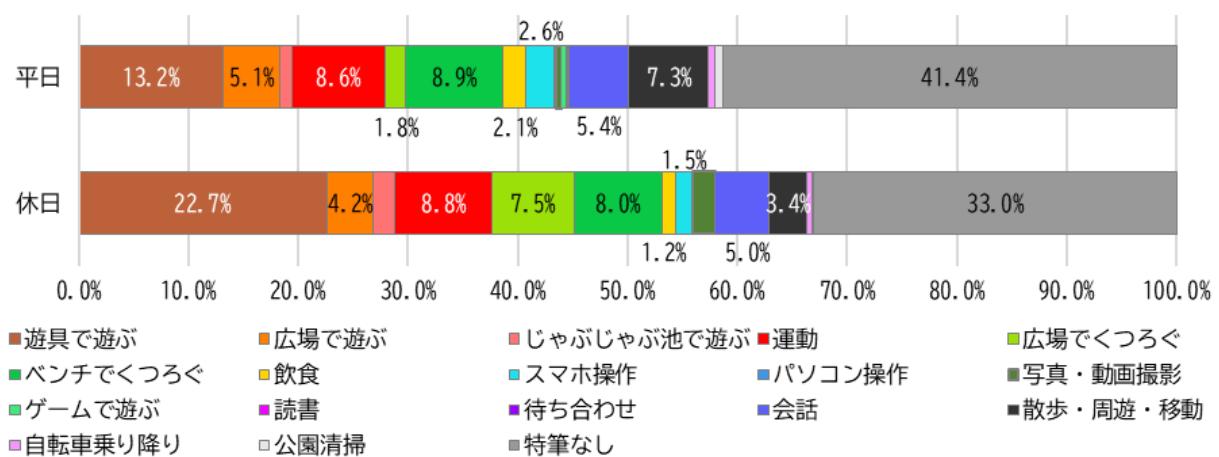
広場でくつろぐ



遊具で遊ぶ

## 平日と休日の比較

- 平日は、西側の園路を通過する人が多く、「特筆なし」が多くなっています。
- 休日も「特筆なし」が多いですが、「遊具で遊ぶ」も2割を超えています。

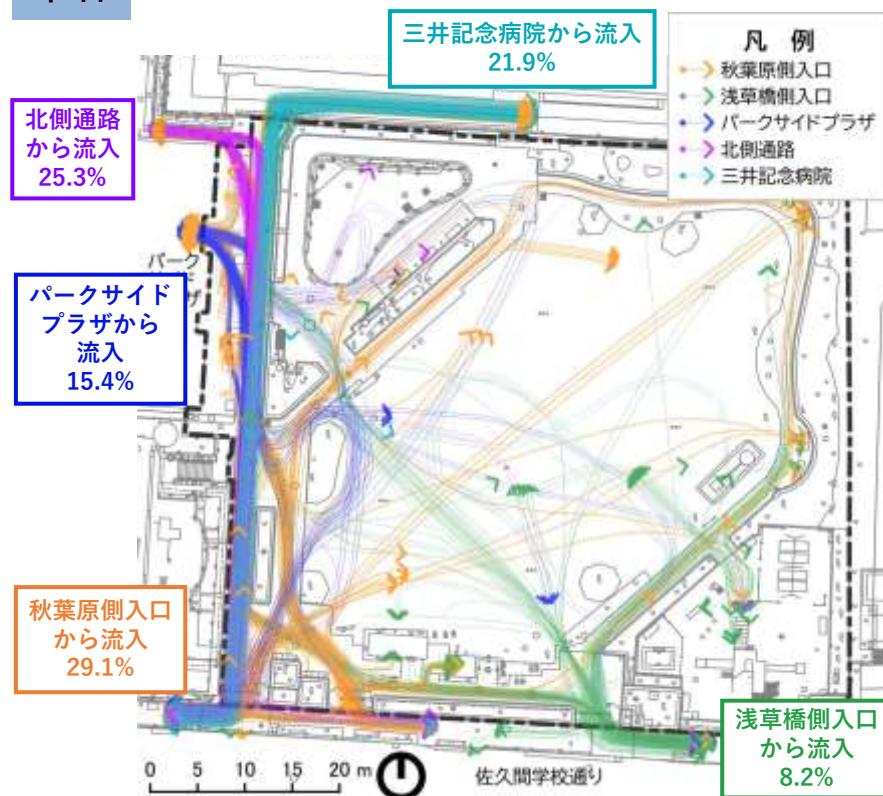


### (3) 利用者動線調査

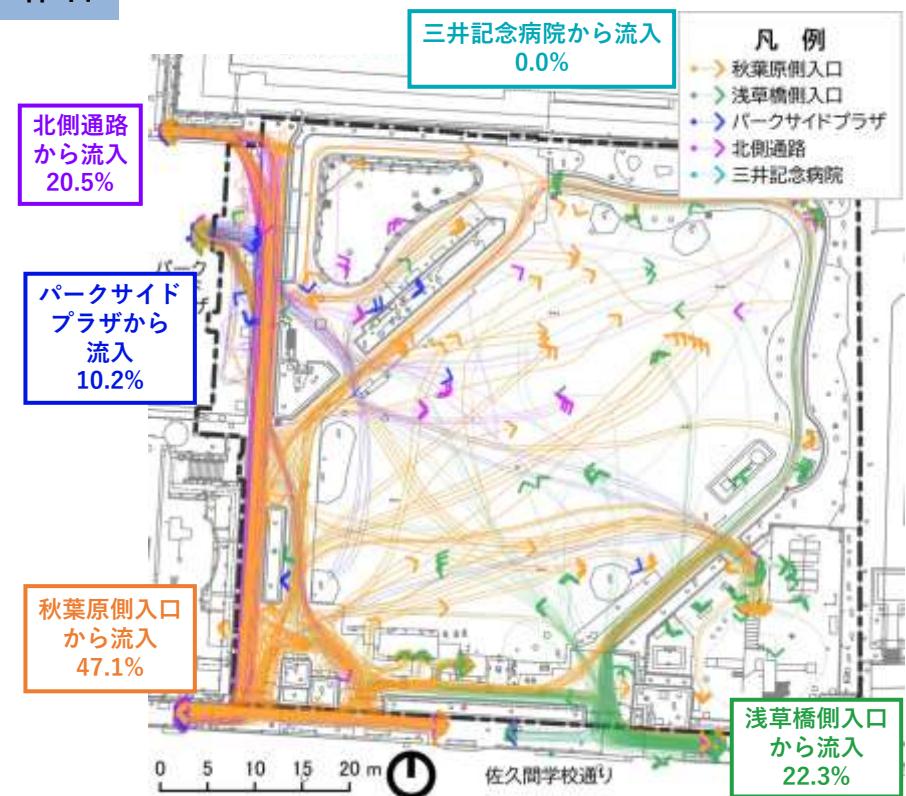
調査方法	通り抜け等の歩行者動線の傾向から、公園のレイアウトの特性や周囲の敷地との関わりの強さ等を分析
調査日	平日：令和6年11月25日（月）、令和7年10月30日（木） 休日：令和6年11月24日（日）、令和7年11月2日（日）

- 平日・休日ともに秋葉原側入口からの流入が最も多く、パークサイドプラザ・北側通路・三井記念病院（平日のみ）への通過が多い傾向にあります。
- 浅草橋側入口から流入については、休日、平日ともに広場や遊具等の利用のための流入が多く見られます。

平日



休日



(公園台帳平面図を加工して作成)

## (4) 公園の利用状況のまとめ

### 全体的な傾向

- 平日・休日ともに利用者数が多く、特に平日は朝（10時頃まで）と昼過ぎ（14時頃）、休日は夕方（15,16時頃）の利用が多くなっています。

### 利用者属性

- 平日は子ども連れだけではなくビジネスパーソンの利用も見られ、休日は子ども連れによる利用が多くなっています。

### アクティビティ

- 遊具やじゃぶじゃぶ池の利用、ベンチでの滞留に加え、中央の芝生広場でもくつろぎや運動など、多様な利用が見られることが和泉公園の大きな特徴となっています。
- 平日は西側園路を南北往来する利用が多く、休日は遊具等で遊ぶ利用が多くなる傾向にあります。

### 動線

- 利用者が訪れる方面は、秋葉原側入口からが最も多くなっています。
- 秋葉原側入口からの利用者は、パークサイドプラザ・北側通路・三井記念病院への往来が多く、南北の通り抜けを目的とした利用も多くなっています。

## 2-4. 風環境シミュレーション

20

### 強風による滞在快適性の低下

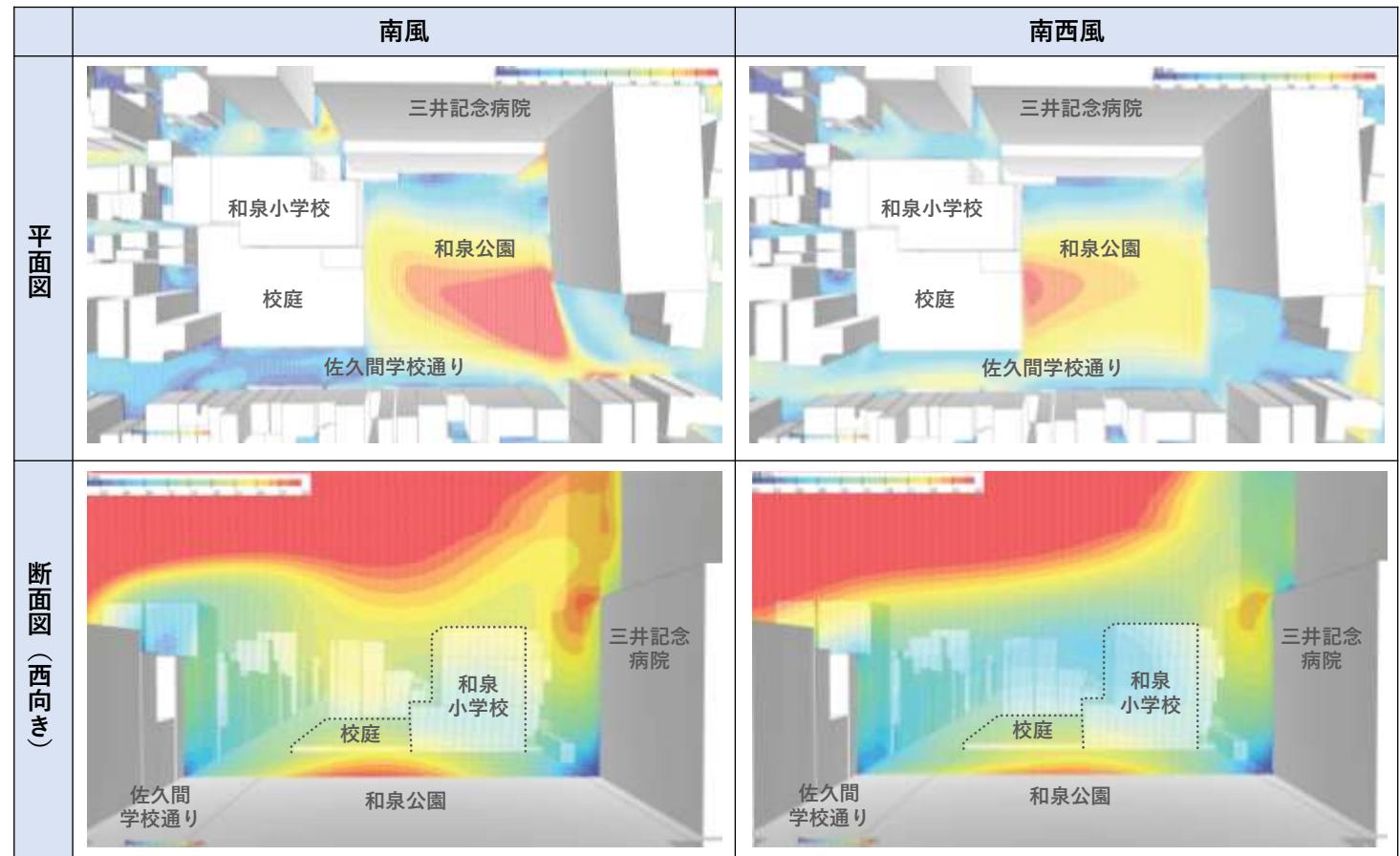
- 敷地内及び周辺の建物の3Dモデルを用いたシミュレーションの結果、現状の建物及び公園の配置では、南～南西からの風が北側に位置する三井記念病院の壁面にあたり、その吹きおろしにより、公園内に強風が発生するエリアが生じています。

### 現況の建物配置における風環境シミュレーション

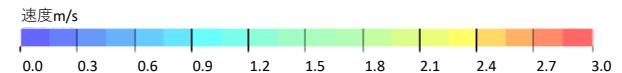
敷地を上空から見た図に地表面+1mの高さに吹く風の強さを色で示しています。

#### 公園の風環境（地域の方からの声）

- 風があるときにビル風が強くなり、ほこりや土が舞い上がり痛いくらいになる。風が強い時には子どもを連れて行きにくい。
- 強風で納涼会のテントが建てられなかった。
- 少しでも風が弱くなると施設配置だと良い。



敷地を上空から見た図に地表面+1mの高さに吹く風の強さを色（青色→赤色、弱風→強風）で表示



3

## 関係者及び地域の方からのご意見

### 3-1. 関係者及び地域の方の意向把握の概要

- ヒアリングやアンケート、検討会（学校や園などの施設関係者、地域関係者、隣接関係者等で構成）、オープンハウス型地域説明会等を通じて、関係者及び地域の方と意見交換しながら検討を進めてきました。



第1回オープンハウス型地域説明会



第2回検討会



第3回検討会



第2回オープンハウス型地域説明会

## 3 – 2. 意見のまとめ

23

- ヒアリングやアンケート、検討会、地域説明会等で得られた意見の概要を整理します。

### 学校等施設と公園敷地の入れ替えについて

児童・園児の負担が少なく、全体機能が向上するのであれば進めた方がよい

- ・仮施設を設けずに学校等が整備でき、児童・園児の負担が少ないので進めた方がよい。
- ・公園も含めた全体の機能が向上するのであれば、進めてよい。
- ・公園が長期間使用できないため、代替スペースは十分考慮してほしい。
- ・学校等施設、公園の隣接敷地の住民やテナントへの配慮が必要。

### 学校等施設と公園の一体的整備について

イベント時などに広く使えるとよい。運用の工夫やセキュリティの確保は必要

- ・納涼大会で利用している。イベント時など広く使えるとよい。
- ・校庭面積は広く確保できるとよい。
- ・現状の各施設の利用状況を踏まえて、運用の工夫やセキュリティの確保を十分検討する必要がある。

周辺施設も含めた利便性、セキュリティ、風環境を考慮した配置・形態としてほしい

- ・隣接する病院への配慮（入院棟からの見え方、騒音、佐久間学校通りから病院への動線の確保等）。
- ・風が少しでも軽減される配置・形態が望ましい。
- ・できるだけ日陰が多くなる配置・形態が望ましい。
- ・学校等施設のセキュリティを考慮（校庭と公園のレベル差を設ける、仕切り方の工夫など）。
- ・小学校、こども園、区民施設、それぞれの動線は安全性、利便性の観点から検討が必要。

### 学校等施設について

子どもに開かれた機能を核に、地域の多世代交流、防災の拠点としての機能を確保したい

- ・小学生と園児が日常的に顔を合わせる環境、子どもに開かれた施設・機能が集約した環境は維持したい。
- ・児童、園児が交流・連携しやすい形態などが検討できるとよい。
- ・0～18歳の子どもたちが使いやすい施設にしてほしい。
- ・世代間交流が深まるような多世代交流の場となるとよい。
- ・地区の防災拠点として、災害時の利用や対策、備蓄倉庫の位置なども十分に検討が必要。

将来的な利用者数も踏まえたスペースを確保したい

- ・児童、園児の増加、必要な職員数に対応できる施設計画をしたい。
- ・将来的に児童数が減少した際も多目的に使えるような利用を想定してほしい。

校庭は、現状の利用が継続でき、より機能向上できる規模を確保したい

- ・現在の平日の日中・放課後、休日の利用は継続できるような形状や運用としてほしい。
- ・直線で50m トラックが確保できない状況は望ましくない。
- ・暑い日でも活動できるよう日陰をつくってほしい。

施設の機能配置等についてのその他意見

- ・児童、園児の上下移動など動線は、負担をできる限り軽減したい。
- ・人工地盤下の空間は採光が確保できる工夫をしてほしい。
- ・人工地盤下は公園に近いこともあり、公園や地域に関する倉庫、区民図書室等の公園利用者と相性の良い機能があるとよい。
- ・施設利用者の自転車置き場（屋根付きが望ましい）は必要。

## 公園について

### 多様な利用状況やニーズを踏まえた機能が検討できるとよい

- ・多様な人に利用されており、すべての人が使いやすいものになると良い。
- ・遊具やじゃぶじゃぶ池、トイレなどの既存機能は、動線など安全性に配慮しつつ継続してあるとよい。特にじゃぶじゃぶ池は新公園にも整備してほしい。
- ・ボール遊びはできるとよいが、病院利用者など安全性への配慮は十分に必要。
- ・小学校の児童からは身体を動かして遊ぶ活動に対するニーズが多い。
- ・整備後も南北の通り抜け動線を確保してほしい。
- ・カフェや図書館など地域利用できる機能が併設されるとよい。

### 風環境の改善や暑さ対策が必要

- ・風環境が改善されるとよい。暑さへの対策は検討してほしい。

### 災害時の公園利用も想定した設備や計画としたい

- ・災害時の緊急医療救護所、トリアージ空間としての利用を想定し、災害対策用井戸、防災備蓄倉庫、屋根付きスペースを設ける等を検討してほしい。

### 公園の縁や設えと隣接敷地への配慮

- ・既存樹の移植など、新公園も樹木や自然が多い環境にしてほしい。
- ・人工地盤案でも、公園部分については自然感が必要である。
- ・安全面から公園内に死角が無いようにしてほしい。
- ・樹木や遊具、トイレなどの配置は隣接敷地への影響も考慮してほしい。

## 旧和泉町ポンプ所跡地について

### 子どもや地域住民の利用空間の多機能化に資する活用ができるとよい

- ・子どもや地域住民の利用空間の多機能化として、コワーキングスペースや音のなる活動や練習など、屋内活動の充実に資する機能を導入することもあるのではないか。

### 導入機能は、学校等施設や公園との連携や住み分けを意識した検討が必要

- ・地域で利用する多世代交流や図書館などの機能は、学校等施設や公園の近くにあることが望ましい。
- ・旧和泉町ポンプ所跡地は区境付近であり、地域利用にはやや不便。特定のニーズやターゲットに対応した機能が良いのではないか。

### 工事期間中は、代替公園としての活用も検討してほしい

- ・子どもたちが遊べる場になれば、周辺の保育園にとっても良いのでは。
- ・代替公園にする場合、周囲へのフェンス設置などセキュリティも検討してほしい。

## 工事期間中の配慮について

### 公園の代替措置（じゃぶじゃぶ池など）、敷地内動線の確保

- ・公園を使えない期間が長いため、公園閉鎖期間の遊び場や地域行事の場としての公園機能の代替措置を十分に検討してほしい。
- ・特にじゃぶじゃぶ池は利用率も高く、小さい子どもがいると重要である。
- ・佐久間学校通り～病院へのアプローチは、工事期間中も確保してほしい。

### 登下校時の安全性の確保、騒音などへの配慮

- ・登下校（特に下校時）の安全策を検討してほしい。
- ・子どもたち、近隣住民に対して、工事中における騒音や粉塵等の対策の徹底。

# 4 整備に向けた課題

## 4 – 1. 学校等施設の現状課題

### 建物の老朽化

- ・設備の経年劣化による故障が頻発しています。
- ・竣工から38年が経過し、大規模改修か建て替えが必要となっています。現敷地でいずれかの工事を行う場合は、仮施設へ移転することになります。



老朽化が進む設備機器

### 施設の利便性の不足

- ・バリアフリーへの対応が不十分となっています。
- ・こども園へのアプローチ動線が脆弱です。来園者が集中すると混雑が発生します。



こども園につながる階段

### 小学校の校庭・こども園の園庭スペースの不足

- ・学校敷地面積が限られるため、一部公園敷地（約600m<sup>2</sup>）内に跨って校庭を設けています。



一部公園内に設けられた校庭

### 教育施設と地域利用部分の動線混在

- ・学校・こども園部分と地域利用部分の動線が混在しており、防犯管理上からも課題があります。



教育施設と地域利用の共通の出入口

### 児童数への対応

- ・学区内での就学前人口が増加傾向にあり、教室数が不足する見込みとなっています。対応するには施設面積の増加が必要です。



和泉小学校の普通教室

### 新たな教育需要に対応しきれない施設規模

- ・施設や教室の面積が限られているため、ICT教育への対応や多様な学びの環境づくりが困難となっています。



パークサイドプラザの外観

## 4 – 2. 公園の現状課題

### 時代・環境の変化にあった遊び場等の不足

- 猛暑の際に、日陰の下で遊べる場所が不足しています。
- インクルーシブ遊具がなく、幅広い利用者を受け入れる遊びの環境整備が不十分です。



遊具広場

### 滞留・活動を促すファニチャー類の不足

- 公園の利用者数に対してベンチ等の滞留可能な設えが不足しています。



園路沿いに配置されているベンチ

### 佐久間学校通り沿道の緑環境の充実

- 佐久間学校通りと和泉公園は、共に市街地内の空地空間となっています。施設・公園の再整備にあたっては、これらの空間を地域のオープンスペースとして一体的にとらえ、沿道におけるさらなる空間の拡充と緑化の充実を図ることが必要です。



道路と公園による空間

### 先駆的活用のさらなる推進

- 子どもの遊び場事業で、ボール遊びは定期的に行われていますが、住民のやりたいを実現できる環境整備の更なる推進が必要です。



子どもの遊び場事業でボール遊び

## 主に学校が利用している公園用地の存在

- 都市計画公園として位置付けられている面積は4,600 m<sup>2</sup>ですが、その一部（約600 m<sup>2</sup>）は校庭としても使えるよう整備され、学校の教育活動がある日に校庭として使われています。
- 施設・公園の再整備にあたっては、公園敷地4,600 m<sup>2</sup>をいつでも公園側で有効に利用できるようにする必要があります。



一部が都市計画公園区域に含まれる校庭



(公園台帳平面図を加工して作成)

5

## 一体的整備の考え方

## 5 – 1. 施設規模の想定

学校等施設は老朽化以外に施設規模等の課題があるため、大規模改修ではなく建て替えに取り組むこととし、新たな施設については、地域の就学前人口の増加を見通し、子どもに関わる小学校・こども園・こどもプラザ（児童館・学童クラブ）の3つの機能を大幅に拡充するとともに、地域利用・公園施設機能も加え、施設規模約16,500m<sup>2</sup>を想定します。

$$\text{施設規模} : \text{小学校} \text{ 約}11,000\text{m}^2 + \text{こども園} \text{ 約}2,500\text{m}^2 + \text{こどもプラザ他} \text{ 約}3,000\text{m}^2 = \text{延べ面積} \text{ 約}16,500\text{m}^2$$

### 小学校

- 児童数の増加に対応できるよう、普通教室を現状の12学級から最大24学級規模※に拡大します。また、ICT教育環境を整えたゆとりある教室や将来的な小学校教育における動向・ニーズの変化に対応できるよう、各室やスペースの面積増加を図ります。
  - 体育館・プールは地域開放を想定し、機能を充実します。
- ※少人数展開授業等で使用する教室を含みます。

普通教室・  
特別教室・  
管理諸室・  
体育館・  
プール等

現況  
7,091m<sup>2</sup>

面積増加  
・機能充実

約11,000m<sup>2</sup>

必要な機能・諸室を引き続き検討し、その結果に応じて規模を調整します。

### こども園

- 病後児保育室・図書コーナー等の新たな設置に加え、保育室等の従前機能の充実を図ります。

保育室・  
生活諸室・  
管理諸室等

現況  
1,942m<sup>2</sup>

機能充実

約2,500m<sup>2</sup>

規模については、引き続きこども園と意見交換を行い、必要な機能・諸室から適正規模を設定します。

### こどもプラザ他

- 学童保育室、一時保育室の拡大に加え、新たに多目的室・遊戯室等とともに、区民図書室（館）等の地域利用機能を設置します。

学童保育・  
一時保育・  
児童館機能等

現況  
686m<sup>2</sup>

機能充実

約3,000m<sup>2</sup>

施設敷地と公園敷地に跨る公園施設（教養施設としての図書室等）を含む規模であり、小学校・こども園の規模・配置等の調整結果も踏まえて適正規模を設定します。

区民図書室（館）  
・会議室・倉庫等

現況  
1,737m<sup>2</sup>

## 5 – 2. 一体的整備の必要性

建て替えを現敷地で行う場合、仮施設への移転が必要になりますが、公園との関係も含め以下の点が課題となります。

- 仮施設への移転により、2回の引越し及び児童・園児及び関係者の通学・通園の場所が変わる等の負担が生じる。
- 近隣での仮施設を整備するための用地及び整備費の確保が必要。
- 現状の学校・公園の敷地形状が変わらないため、都市計画公園のうち約600m<sup>2</sup>を平日に学校が使用している状況がそのままとなる。

### 敷地の入れ替えによる整備

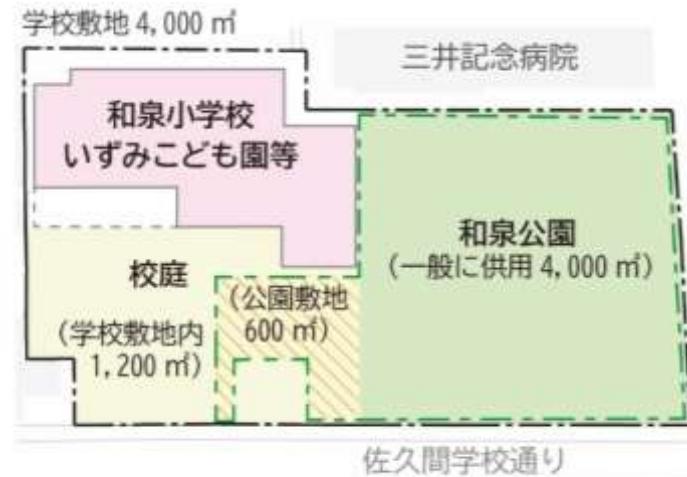
上記の課題を解決するため、隣接する和泉公園と敷地を入れ替え、新たな公園と学校等施設を一体的に再整備します。

- 一時移転による児童・園児及び関係者への負担がなくなる。
- 新施設整備が一度で済み、仮施設の用地及び整備費が不要。
- 都市計画公園の面積（4,600 m<sup>2</sup>）を等積で再配置する際に、まとまつた利用しやすい形状（整形）に変更できる。
- 公園内を学校が使用している状況を一旦リセットして、両者にとってより良い整備・利用内容を検討することができる。

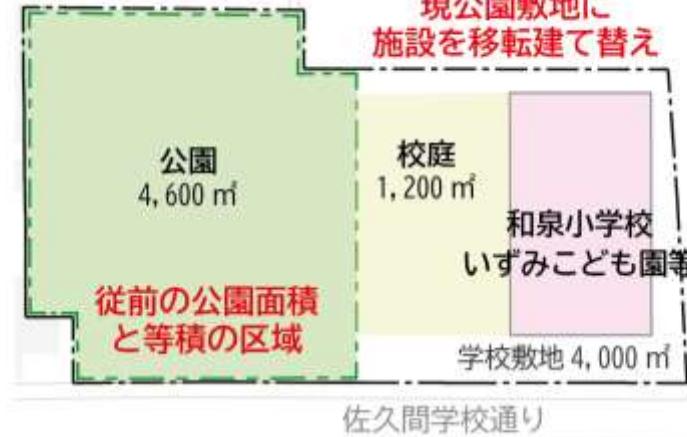
### 再整備によって生じる新たな課題

- 単純に新たな学校敷地内に校庭を整備した場合は、校庭で利用できる面積が減少する。

### 【現　況】



### 【整備後】



## 5 – 3. 公園の面積・機能と教育環境の両立

限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）とを両立させる必要があります。

地表面で公園・校庭をタイムシェアする「地表面兼用パターン」、建物の屋上を校庭とする「屋上校庭パターン」も考えられますが、公園は1階、校庭は2階と上下に分離することでセキュリティを確保しつつ両者の機能を充実させる「人工地盤※校庭パターン」が、制度的・技術的・機能的な観点から実現性・有効性が高いと言えます。このため、「人工地盤校庭パターン」にて整備内容を具体化していきます。

### ○公園と校庭の兼用事例調査

→「地表面兼用パターン」の事例では、校庭・公園を広く確保できているが、管理運営面から一定の留意点あり

### ○導入機能の庁内意向調査

機能

→「人工地盤校庭パターン」は、施設が公園に隣接することを活かした公園の多機能化や公園利用者向け機能の充実が可能

### ○公園内的人工地盤整備の制度的検討

制度

→公園施設としての人工地盤であれば、最大で合計1,000m<sup>2</sup>程度（建ぺい率22%）まで公園内に建築可能

### ○施工者ヒアリング調査

技術

→「人工地盤校庭パターン」は、施工期間は要するものの、施工は可能

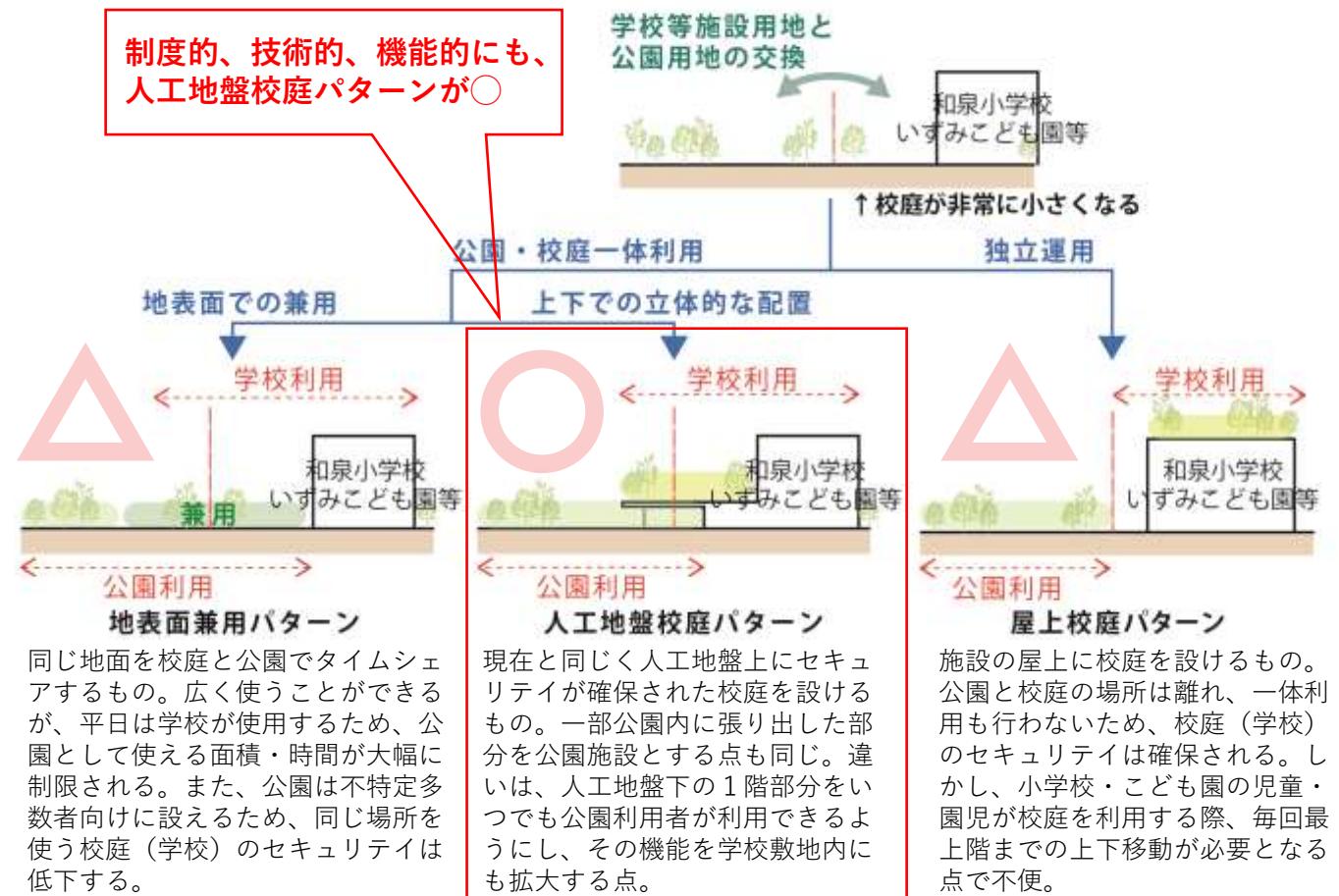
### ○人工地盤校庭パターンの施設内の機能配置の検討

機能  
技術

→必要な諸機能・面積を収めることが可能  
(第7章参照)

※本構想では、運動等ができるよう広く整備した建物1階の屋根部分を人工地盤と呼びます。

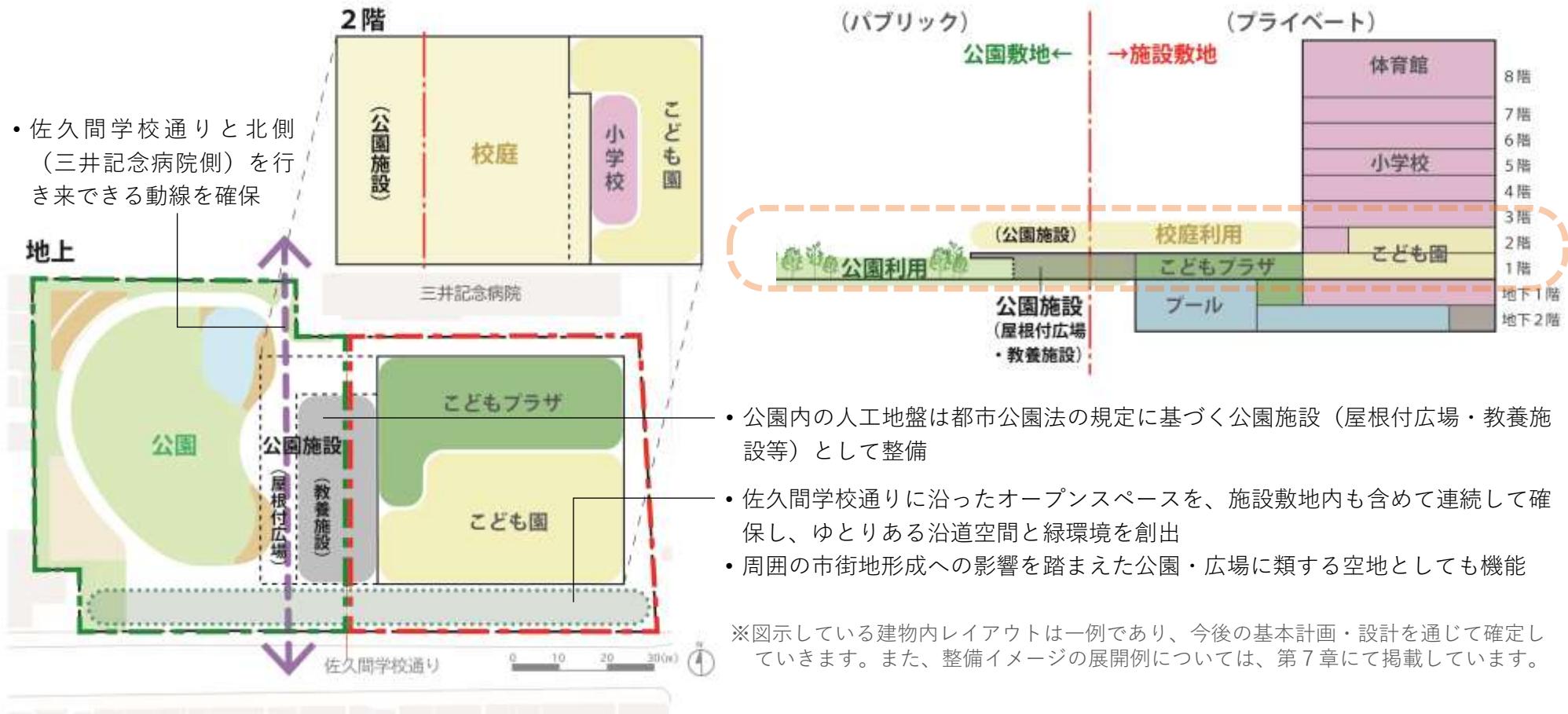
制度的、技術的、機能的にも、  
人工地盤校庭パターンが○



## 5-4. 人工地盤校庭パターンによる一体的整備イメージ

人工地盤校庭パターンによる一体的整備のイメージを示します。

- 地上レベルにおいて都市計画公園の必要面積を確保しつつ、両敷地に跨るように人工地盤を整備します。
- 人工地盤上のレベル（2階レベル）はセキュリティが確保された広い校庭として利用します。地上レベルは公園に面したビロティ空間の公園施設（屋根付広場や教養施設等）として地域住民・公園利用者の利便性が上がる機能を導入し、その機能を学校敷地内も拡大します。
- また、教育活動がない日の人工地盤上の地域開放（校庭開放等）は、現在と同様に継続していきます。（公園側から直接人工地盤上に上がるアクセス路を確保）

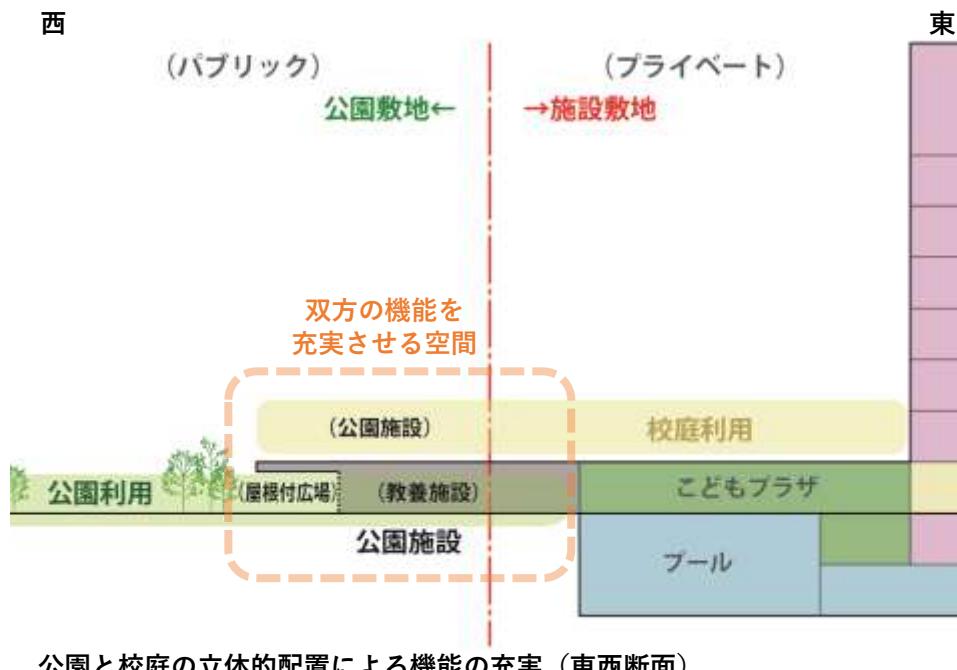


## 5-5. 敷地の入れ替え・一体的整備による効果と影響

34

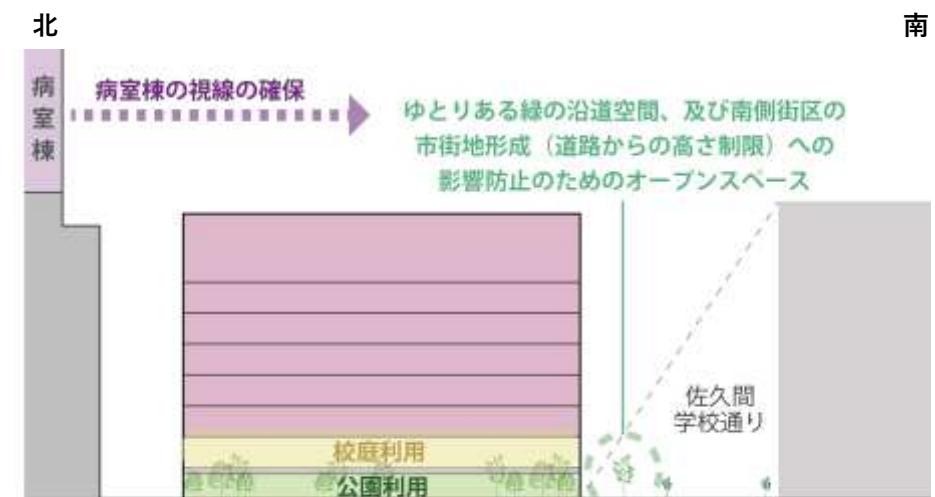
### ■立体的な配置による双方の機能を充実させる 空間の創出

- 立体的な整備により、公園と校庭の必要面積の確保が可能となります。
- 校庭としても利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場（日陰・雨除けの空間）・教養施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化を促進（公園の多機能化：公園づくり基本方針）します。



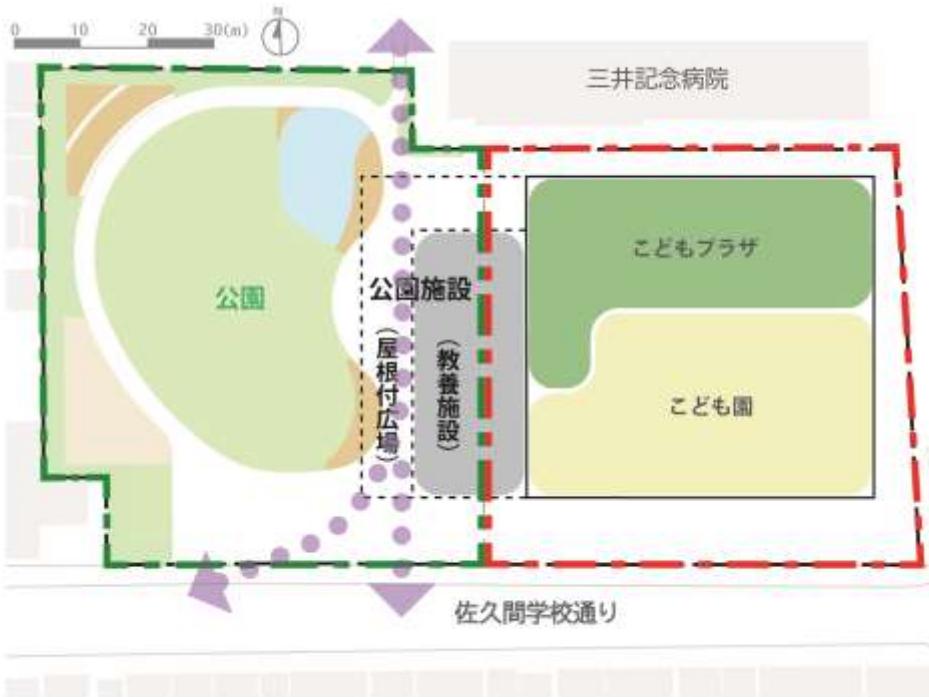
### ■周辺の市街地への配慮と貢献

- 従前の公園に隣接する敷地に対しては、敷地の入れ替えにより環境の変化を与えます。
- このため、三井記念病院の病室棟（9階から上階）の屋外への視線確保、及び佐久間学校通り南側街区の市街地形成（道路からの高さ制限）に配慮し、新施設の高さ設定や道路に沿ったオープンスペース（公園・広場に類する空地）を確保します。
- このオープンスペースを含めて、公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進させることで、緑環境を充実させます。



## ■より利用しやすい公園の配置・機能の実現

- 2-3. 公園利用状況調査にて示すとおり、現在も多様な公園の利用が見られる中、公園の再整備による遊びと学びの場としての機能を充実させます。
- 特に南西側から北側通路や三井記念病院への往来が多い現状を踏まえると、公園が西側に移動することでアクセス性が向上します。



南西側からのアクセス性の向上

## ■公園誘致距離圏外のエリアの部分解消

- 都市計画公園には公園誘致距離の考え方があり、街区公園は250m 圏外のエリアがなるべく生じないことが望ましいとされています。
- 公園が西側に移動することで、区内の公園における誘致距離圏外であったエリアの一部が、新たに誘致距離圏内に含まれます。



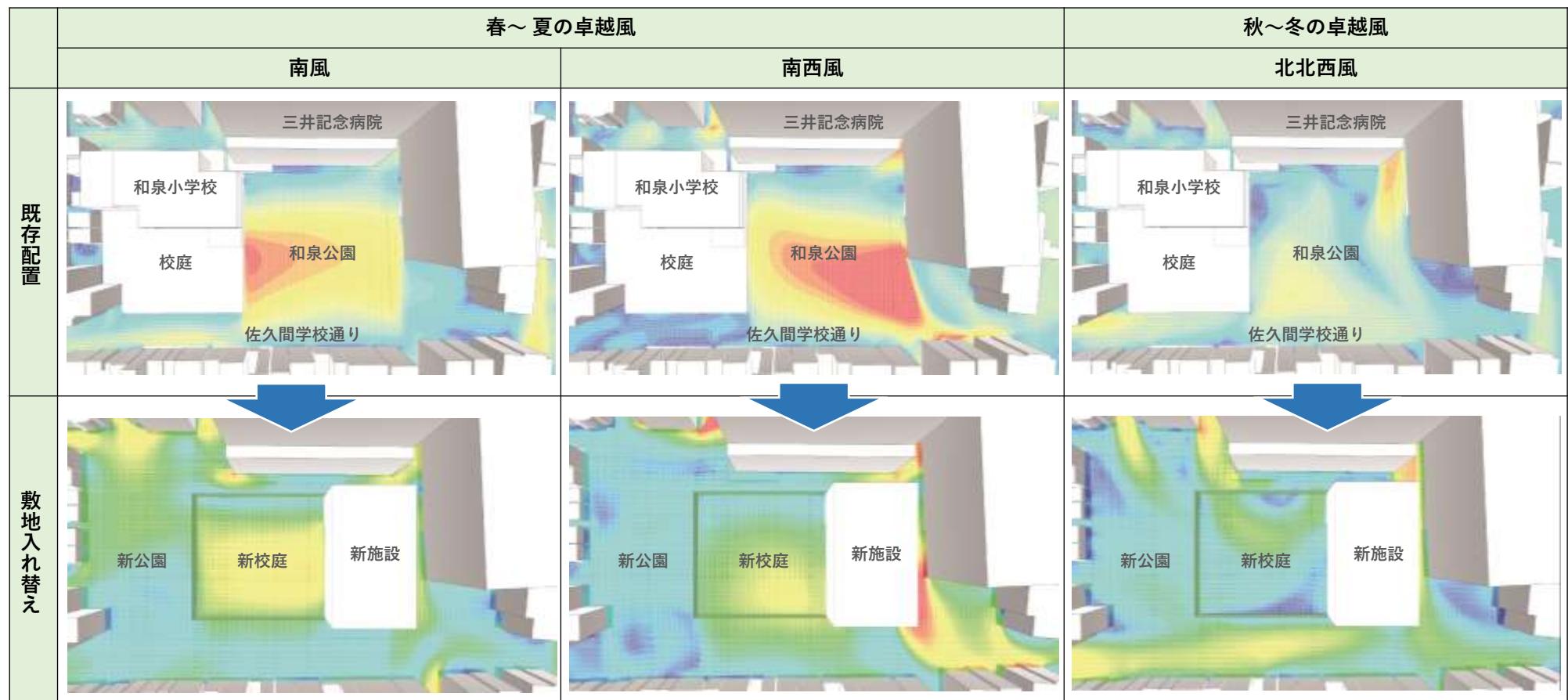
公園の移動による誘致圏エリアの拡大

(基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成)

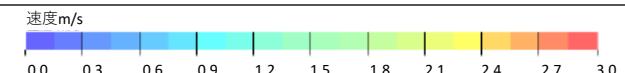
## ■地上レベルで強風が生じる範囲の削減

- 現在、和泉公園には強風が吹くことが多い実態があり、周辺の高層建物による影響と考えられます。風環境シミュレーション結果では、既存配置の場合、特に春～夏の卓越風が三井記念病院にあたった吹きおろしで生じる強風の影響が顕著となっています。

- 施設と公園の敷地を入れ替えることで、地上（公園）・人工地盤（校庭）レベルで強風が生じる範囲が縮小することが確認できます。部分的な強風も植栽等によって抑えることで、地上レベルで強風が生じる範囲の削減が期待できます。



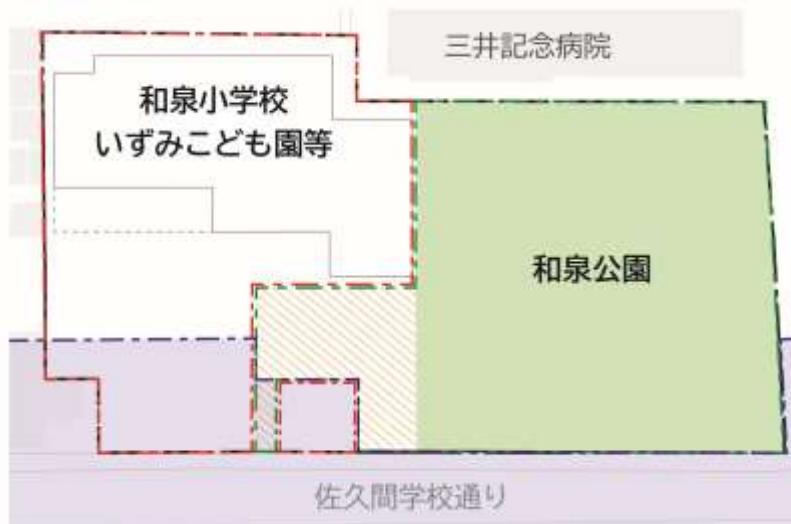
既存配置及び敷地入れ替えによる風環境シミュレーション：敷地を上空から見た図に地表面 + 1 m (人工地盤上については新校庭面 + 1 m (地表面 + 6m)) の高さに吹く風の強さを色 (青色→赤色、弱風→強風) で表示



## 5 – 6. 都市計画変更の必要性

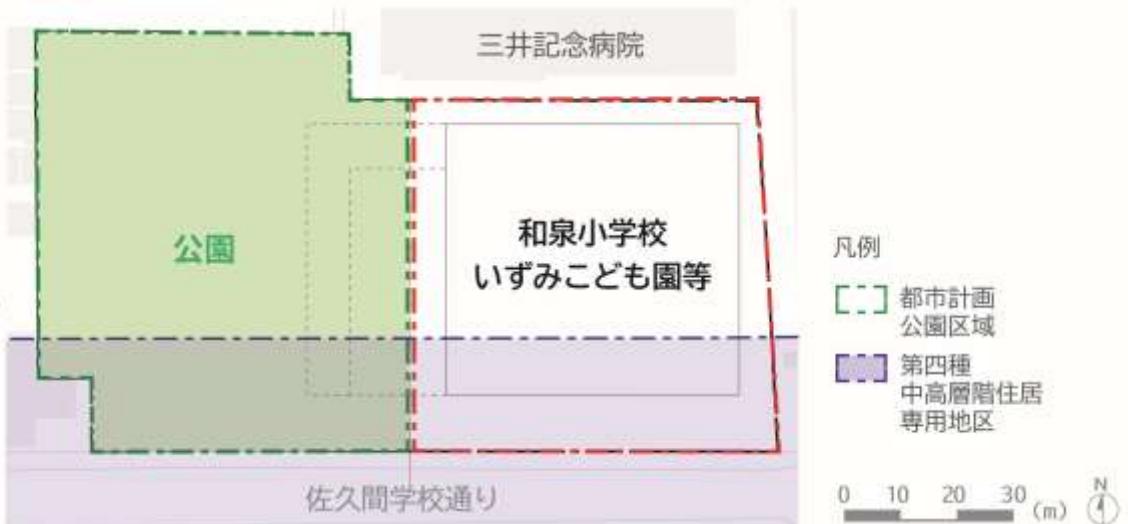
- 敷地の入れ替えによる施設・公園の整備を実現するためには、都市計画公園の区域（位置）の変更が必要となります。
- 現在の都市計画公園の区域に境界をあわせている第四種中高層階住居専用地区※も、都市計画公園と同時の都市計画変更が必要となります。
- これらの都市計画の変更に向けて取り組みます。

【現行の都市計画】



都市計画の変更案

【都市計画の変更案】



- 両敷地に掛かる都市計画（都市計画公園、第四種中高層階住居専用地区）の変更に向け、関係機関との協議等に取組みます。
- また、公園内の施設整備について、管理方法も含めた制度的・技術的な検討を進めます。

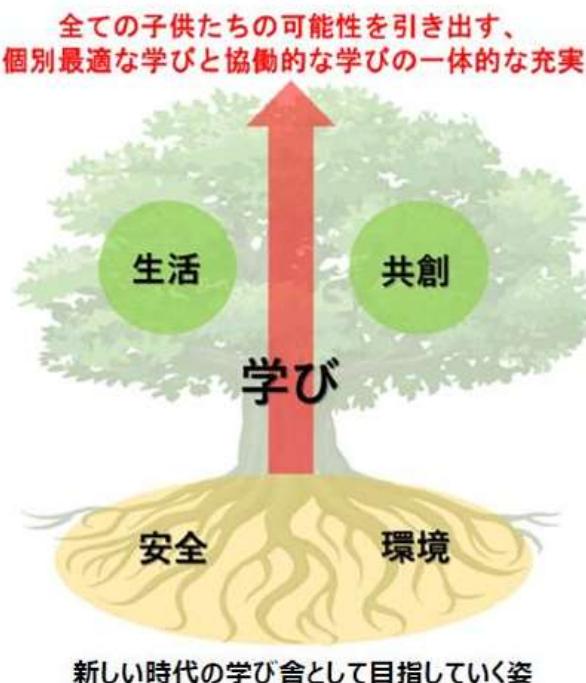
※第四種中高層階住居専用地区：6階以上の部分を住宅等の用途にするよう制限される地区です。ただし、学校などの教育施設には適用されません。

# 6 施設計画の方向性

## 6-1. 全体に係る整備の方向性

学校等施設と公園の整備による効用を最大化するため、昨今の各施設整備のあり方を踏まえる必要があります。

- 学校施設においては、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた学び舎が求められています。
- そのため、「学び」を「幹」に据え、その学びを豊かにする「枝」として、「生活」「共創」の空間が必要です。
- また、学び舎の土台として着実に整備を推進する「根」として、「安全」「環境」の確保が必要になります。
- 公園においては、千代田区公園づくり基本方針に示される通り、より良くするための4つの視点があります。
- 遊具の充実、ボール遊びやイベント利用などの多様なニーズの実現に向けた柔軟な運用と、高齢者や障がい者への使いやすさの改善、立地・利用者の特性や環境の保全に配慮した整備、地域住民・民間企業などとの連携による公園づくりなどが必要となっています。



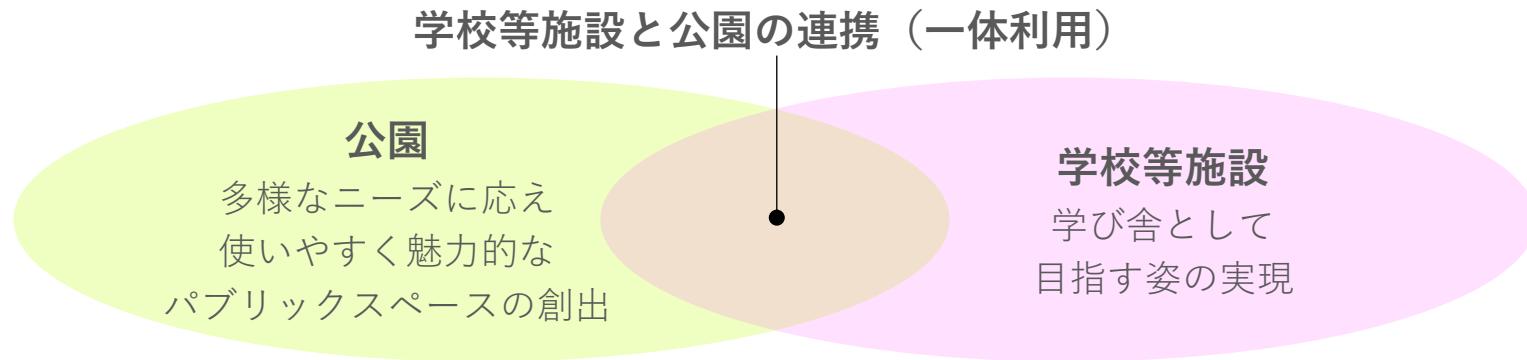
(出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」文部科学省)



公園をより良くするための4つの視点

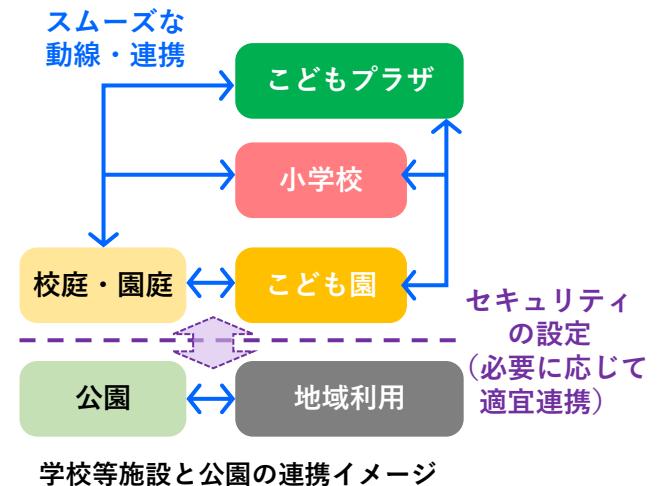
(出典：千代田区公園づくり基本方針)

各施設整備のあり方を実現するためには、それぞれの機能の充実が求められますが、限られた敷地における必要規模への対応、都心至近の立地における学び舎として求められる機能の確保、地域の住民・関係者のニーズに応えるパブリックスペースの創出を目指すため、学校等施設と公園の連携と、各施設の再整備の視点から、施設計画の方向性を示します。



## ■学校等施設と公園が連携した空間づくり

- 学校等施設と公園との連続性の確保や融通し合う空間利用を通じた子どもたちの活動の充実と地域のにぎわい、交流の促進
- 公園に面して親和性の高い機能を導入することで、利用の相乗効果を発揮
- 地域並びに隣接する病院や民間企業との協働の場として、様々な地域活動の場や災害時の拠点として活用
- 学校等施設と公園の利用者双方が安心して利用できるセキュリティの設定や管理運営のあり方の検討 など



## 6 – 2. 学校等施設に係る整備の方向性

### ■新たな教育需要にも対応可能なゆとりある教育環境を整える

- 児童数の増減、多様な学習形態、ICT教育環境への対応
- 異年齢同士の交流の創出、共に成長できる環境の構築等、小学校、こども園、児童館的機能の独立性確保と連携
- メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画 など



普通教室のイメージ

### ■安全・安心を確保しながら、心身の健康と環境に配慮した施設づくり

- 教育施設と地域利用部分の適切な区分とセキュリティの確保
- 限られた敷地を最大限活用し、思い切り身体を動かし、健やかでたくましい心と体の育成
- 子ども自身と子どもを取り巻く環境の多様性を受け止める寛容な施設計画
- 都心のなかでも、自然や四季を感じられる建物、省エネルギー化の推進 など



メディアセンターのイメージ

### ■地域に開かれ、ともに育む、防災拠点にもなる施設づくり

- 学校を取り巻く様々な人々が活動する地域の子育て、コミュニティ活動、生涯学習の場の創出
- 災害発生時には地域と連携し、避難場所、防災拠点として機能
- 旧佐久間小学校及び旧今川小学校、和泉小学校の歴史・伝統・校風の継承 など



体育馆のイメージ

## 6 – 3. 公園に係る整備の方向性

### ■ 様々な活動を受け止める都会のオアシスの創出

- 都心部の駅至近にありながら、人々に癒やしを提供する伸びやかなみどりのオープンスペースの創出
- 多様な利用者を受け入れるバリアフリーでインクルーシブな公園環境の実現
- 夏場の利用を促進する日陰や設えの用意
- 隣接する小学校やこども園等、地域の方や団体が活動・協力できる余地の確保
- 各種イベント、災害時の活動等への配慮 など



シェルターア（ピロティ下）の  
ベンチ

### ■ 周辺環境とのつながり・みどりの維持向上

- 通り抜け動線や周辺施設の利用動線の継続的確保
- 道路に沿ったオープンスペースの確保、及び公園敷地・施設敷地の全体で緑の総量を維持・増進
- 死角をつくらない等のセキュリティ面への配慮
- 公園にいざなうエントランス空間の創出 など



インクルーシブ遊具のある広場

### ■ 公園及び地域の歴史的積層の尊重

- 防火守護地としての歴史を踏まえた地域の防災拠点としての活用
- 医療施設の集積地としての歴史を踏まえた大規模災害時のトリアージ空間としての利用の想定
- 既存のみどりの保全
- 地域の歴史を未来へ継承する設え など



地域の歴史を伝えるサイン

## 6 – 4. 概算事業費

- 近年のお茶の水小学校・幼稚園改築工事、（仮称）四番町公共施設の新築工事での実績、及び区内公園整備での実績をもとに、工事費単価の動向を踏まえて施設の解体・新築、公園の解体・新設整備の工事費を算出すると、総額で150～170億円程度になると見込まれます※。

概算事業費 :	施設解体工事費 <b>29～34億円</b>	+	施設新築工事費 <b>116～124億円</b>	+	公園整備工事費 <b>9～12億円</b>	=	総額 <b>150～170億円程度</b>
---------	---------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------

<b>施設解体工事</b>	<b>施設解体工事単価</b> <b>250～300</b> 千円/m <sup>2</sup>	<b>×</b>	<b>解体床面積</b> <b>11,455</b> m <sup>2</sup>	<b>=</b>	<b>29～34</b> 億円
---------------	--	----------	---	----------	--------------------

<b>施設新築工事</b>	<b>施設新築工事単価</b> <b>700～750</b> 千円/m <sup>2</sup>	<b>×</b>	<b>新築床面積</b> <b>16,500</b> m <sup>2</sup>	<b>=</b>	<b>116～124</b> 億円
---------------	--	----------	---	----------	----------------------

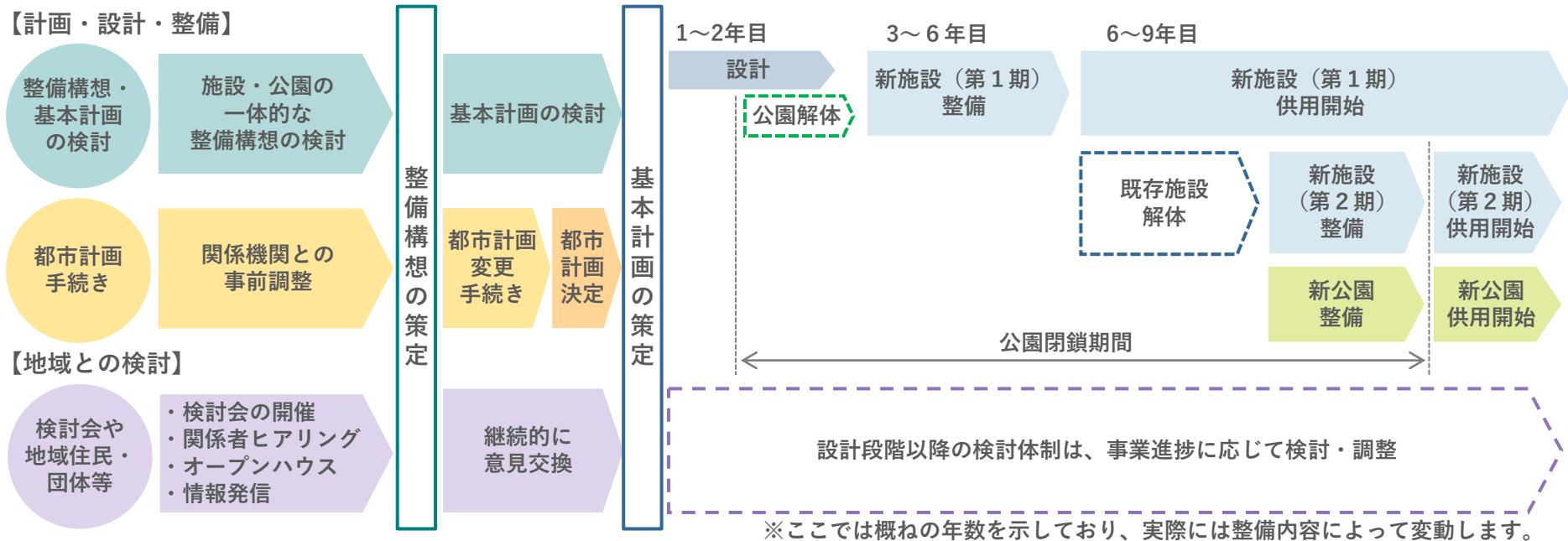
<b>公園整備工事</b>	<b>公園整備工事単価</b> <b>200～250</b> 千円/m <sup>2</sup>	<b>×</b>	<b>公園整備面積</b> <b>4,600</b> m <sup>2</sup>	<b>=</b>	<b>9～12</b> 億円
---------------	--	----------	---	----------	-------------------

※現在価値単価は国土交通省が毎年公表している建設工事費デフレーターを活用し、各工事の着工年次から最新年次（令和6年度）までの建築工事費の変化率を基に算出しています。今後の計画・設計の深度化、工事費の増加などにより、事業費は変化する可能性があります。

## 6-5. 整備スケジュール

### 全体スケジュール

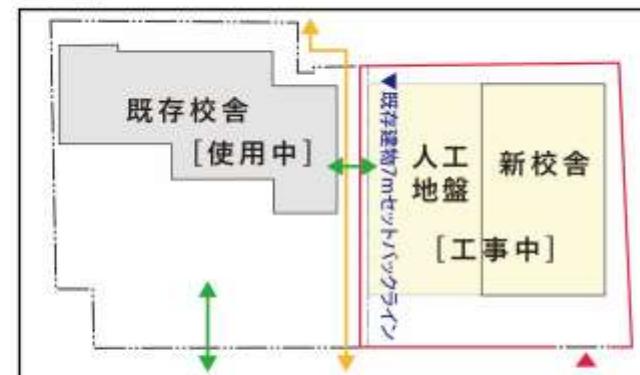
- 学校等施設と公園施設の入れ替え・一体的整備の方向性を定める本整備構想の策定後、都市計画の変更手続きを行います。
- 『基本計画』は、整備構想の内容を具体化（設計の与条件、施設のスペック、ボリューム、レイアウトなど）して定めます。
- 基本計画策定以降は、新しい施設及び公園の設計を進め、[Step1] 既存公園解体・新施設（第1期：新校舎）整備、[Step2] 新施設（第1期：新校舎）供用開始・既存校舎解体、[Step3] 新施設（第2期：公園施設）整備・新公園整備の順序で工事施工を展開していきます。



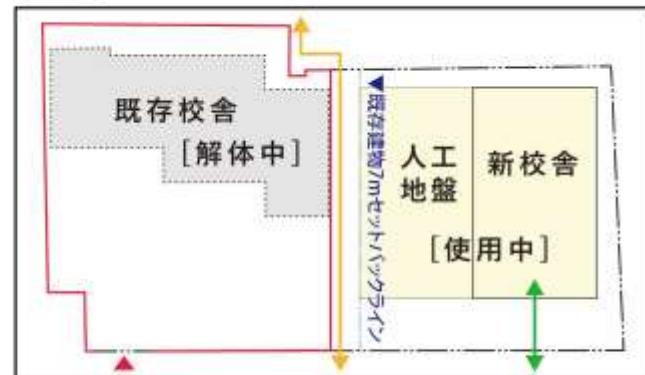
## 施工ステップ

- 施工ステップは次に示す通り、大きく4段階に分けることができます。
- 既存校舎と新施設（人工地盤含む）の離隔、施設利用動線・南北通り抜け動線を確保しながら、新施設（第1期）整備、既存校舎解体、新施設（第2期）・新公園整備を段階的に進めます。

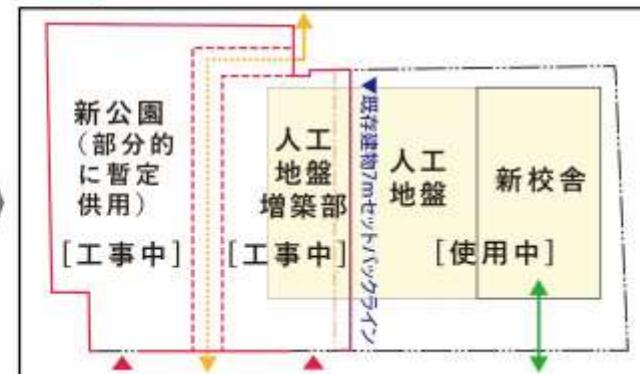
Step1・既存公園解体、新施設（第1期）整備



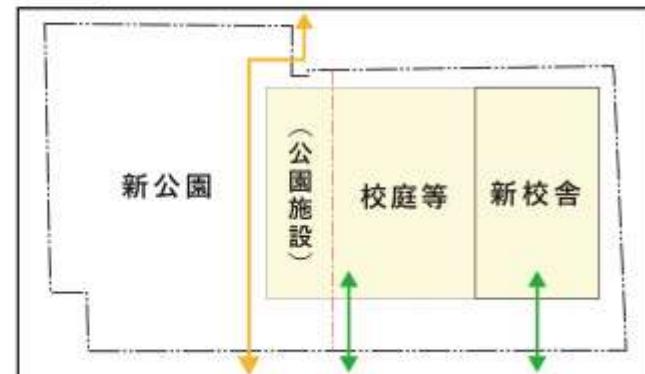
Step2・既存機能は新施設に移転、既存校舎解体



Step3・新施設（第2期）整備、新公園整備



完成



凡例

- 仮囲い
- ▲ 工事車両動線
- ↔ 施設利用動線
- 南北通り抜け動線

## 6 – 6. 公園閉鎖期間の代替公園の必要性

- 和泉公園は新たな施設建設に伴い解体されるため、新しい公園が完成するまでの約8年間は利用できなくなります。そのため、この期間中には代替公園を確保することが求められます。
- 近隣の佐久間公園やいづみ児童遊園、さらに和泉小学校の校庭（未使用時間帯の開放）などの有効活用が考えられますが、これらは既存の施設であるため、旧和泉町ポンプ所跡地を新たな代替公園に活用していきます。以上、4つのスペースにおいて、利用者、時間帯、役割分担等を整理しながら検討を進めていきます。また、さらなるスペースの確保についても、引き続き留意してまいります。



## 6 – 7. 旧和泉町ポンプ所跡地の活用

47

- 代替公園として、子どもの遊び場（広場）を整備する活用プランを一例として示します。  
※具体的な整備内容は、周辺の公園等の役割分担を踏まえて今後検討します。
- 新しい公園が整備され、代替公園としての役割を終えた後は、多世代が集い利用できる場となるよう、導入機能や空間構成について検討を行います。

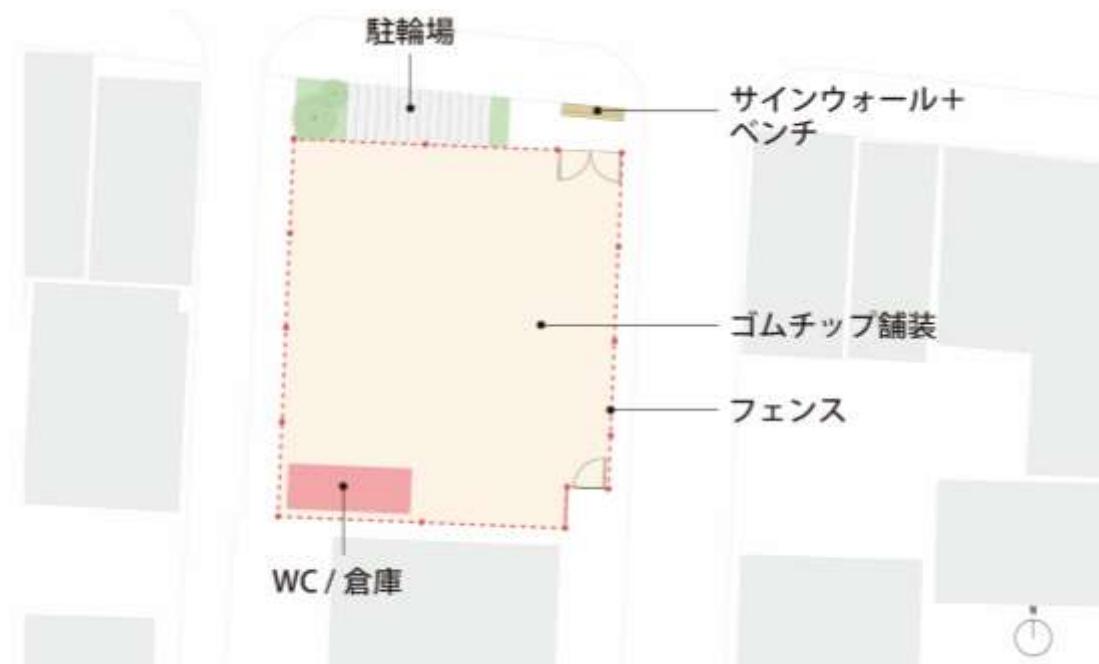
所在地	神田和泉町1番地28（地番）
敷地面積	397.94 m <sup>2</sup> （2項道路セットバック後、約380m <sup>2</sup> ※）
地域地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区
地区計画	神田和泉町地区地区計画B地区 ・壁面後退：北側道路からは1m以上、東西の道路からは、高さ6mまでは1m以上、6mを超える部分は0.5m以上後退 ・建物高さ：36m以下 ・道路斜線：緩和認定により適用されない
容積率	500%
許容延床面積	約1,900m <sup>2</sup>
建蔽率	80%

### 旧和泉町ポンプ所跡地の敷地概要

※建築基準法第42条2項により、敷地の後退を行う必要があります。



千代田区内のボール遊び場事例（飯田橋三丁目広場）



旧和泉町ポンプ所跡地の代替公園のイメージ

（基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成）

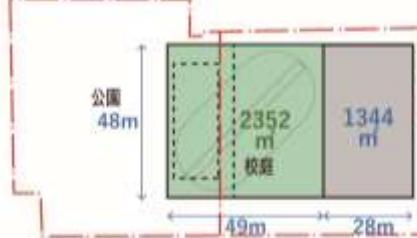
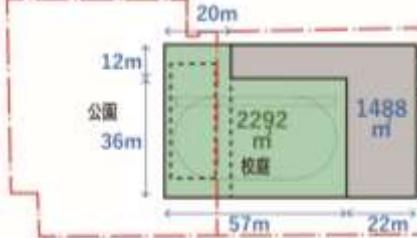
7

## 施設の整備イメージ

## 7-1. 整備イメージの考え方

今後施設計画を具体化するにあたり、整備構想時点での整備イメージを整理します。

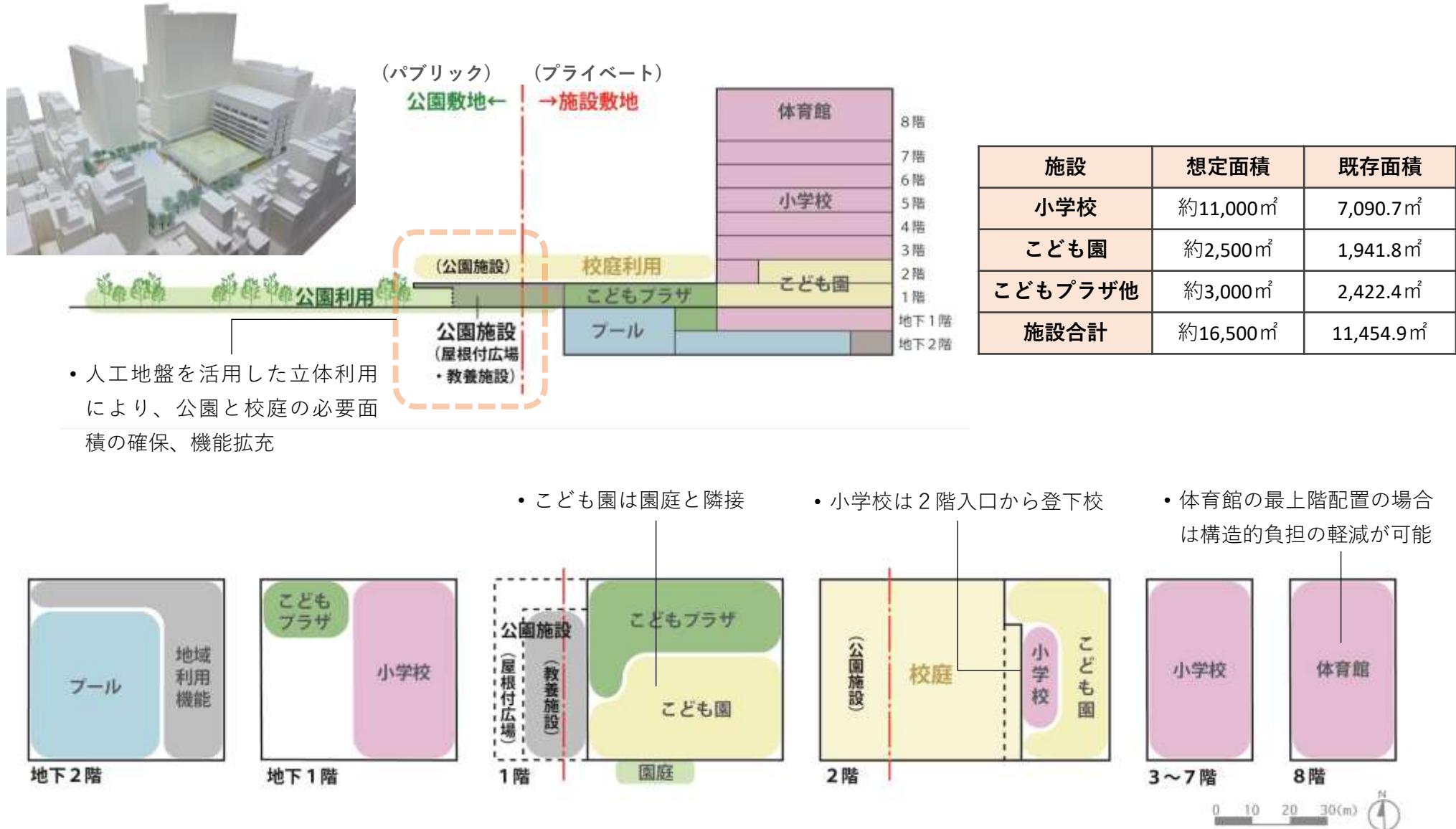
- 第5章で示した人工地盤校庭パターンを前提に、各機能の必要面積を確保しつつ、建物内に諸室を配置します。
- こども園は送り迎えのしやすさ等に配慮して低層階に配置し、中層階は小学校の配置を想定します。
- こどもプラザは各階のレイアウトに応じて低層階もしくは高層階への配置、体育館についても最上階もしくは地階への配置が考えられます。
- 学校部分の基準階の平面形についても、矩形（四角）とL字形が考えられます。
- 以上を踏まえ、次の4パターンを基に施設計画の検討を進めていきます。

	配置例	断面イメージ	
		体育館を最上階に配置	体育館を地階に配置
矩形案	 <p><b>【主なメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● シンプルな外形のため学校内の運営が容易</li> <li>● 北側隣地の三井記念病院への圧迫感がない</li> </ul>		
L字形案	 <p><b>【主なメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1フロア当たりの面積が比較的大きい</li> <li>● 校庭への吹き下ろしの風を低減する可能性がある</li> </ul>		

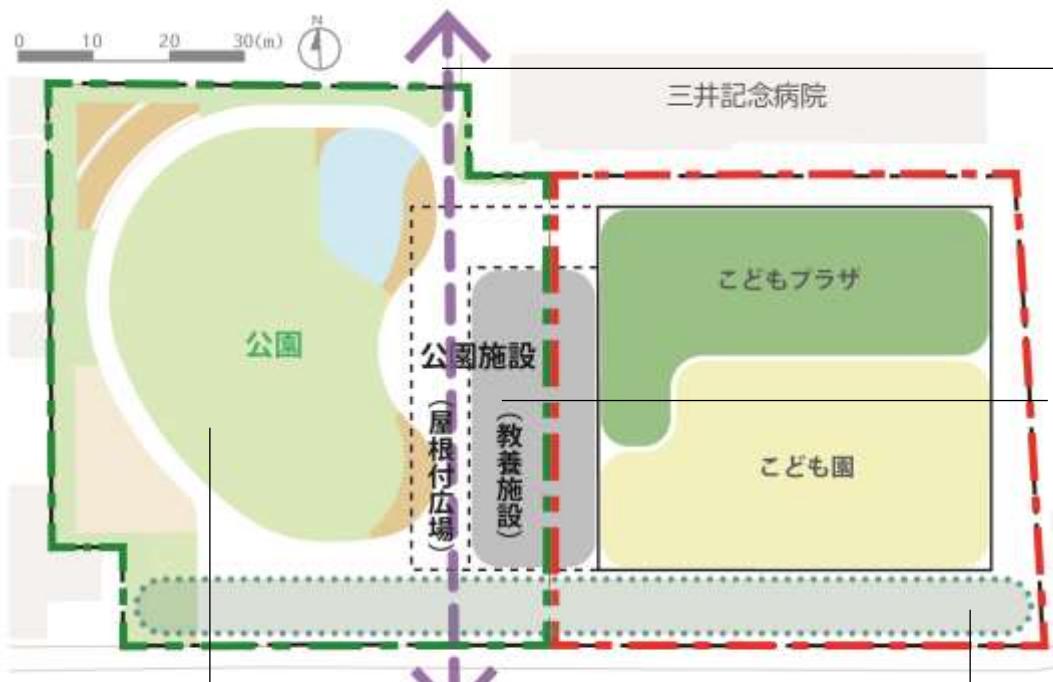
施設の配置例

## 7-2. 施設構成の例

整備イメージのうち、矩形案・最上階に体育館の場合を例として示すと次のとおりとなります。



- 施設と公園の関係性が生まれ、それぞれが隣接しあうことを活かした公園の多機能化や地域利用者（公園利用者）による活動・交流の活性化につながる施設計画とします。



- 佐久間学校通りと北側（三井記念病院側）を行き来できる動線を確保



- 公園内的人工地盤は都市公園法の規定に基づく公園施設（屋根付広場・教養施設等）として整備



- 多様な活動や滞留・交流が生まれるまとまりある空間の創出
- じゃぶじゃぶ池、遊具等の従前の機能・記憶の継承



- 佐久間学校通りに沿ったオープンスペースを、施設敷地内も含めて連続して確保し、ゆとりある沿道空間と緑環境を創出
- 周囲の市街地形成への影響を踏まえた公園・広場に類する空地としても機能





施設及び公園の整備イメージ

# 8

## 今後の検討課題

今後の検討プロセスの中で検討すべき課題を以下のとおり整理します。

## ■学校等施設と公園の一体的整備について

- ・ 魅力的な施設・公園となるための空間像、双方の利便性向上につながる導入機能と連携方法、管理運営のあり方の検討
- ・ 施設と公園の敷地・空間の区分の整理を踏まえた公園施設の設置や都市計画公園の変更等の手続き
- ・ 質の高い整備・運営水準を担保する事業手法の検討
- ・ 施設・公園の工事期間中の代替公園・代替園庭の確保（候補：旧和泉町ポンプ所跡地等）
- ・ 工事期間中の動線や安全性、既存施設の快適性等を確保するための施工方法の検討 など

## ■学校等施設について

- ・ 小学校・こども園・こどもプラザの利便性を踏まえた基本計画・設計の検討
- ・ 日常的な安全性と柔軟な地域開放を両立するセキュリティの設定
- ・ 将来的な教育需要の変化等に対応可能な柔軟性のある施設計画の検討
- ・ メンテナンス、改修等に柔軟に対応できる施設計画
- ・ 地域による施設の利用（地域活動・イベント等による利用、緊急時の避難等）への配慮 など

## ■公園について

- ・ 5つの機能（シンボル、運動・遊び場、先駆的活用、歴史資源、コミュニティ形成）が充実した公園としての基本計画・設計の検討
- ・ 学校等施設との連携（児童・園児（周辺保育園含む）による利用等）を考慮した使いやすさの確保
- ・ 地域による施設の利用（地域活動・イベント等による利用等）への配慮
- ・ 緊急時に求められる機能（防災拠点・医療施設との連携）の反映
- ・ 既存の公園敷地内にある樹木の取り扱い、移植等の検討 など



和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想  
令和〇年〇月  
千代田区教育委員会事務局子ども部子ども施設課  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
電話：03-3264-2111（代表）

## 令和 8 年度入学 中学校学校選択結果について

### 1 千代田区立中学校の学校選択結果（11月12日時点）

学校名	入学年度 令和 8 年度入学 (11月12日時点)	昨年度結果	
		選択者数 (11月18日時点)	入学者数
麹町中学校	270 名 (男 141 / 女 129)	268 名 (男 133 / 女 135)	107 名 (男 53 / 女 54)
神田一橋中学校	271 名 (男 151 / 女 120)	296 名 (男 156 / 女 140)	109 名 (男 63 / 女 46)
計	541 名 (男 292 / 女 249)	564 名 (男 289 / 女 275)	216 名 (男 116 / 女 100)

令和 8 年度入学 学校選択対象者数	653 名 (男 351 / 女 302)	
麹町中学校または神田一橋中学校選択者数	541 名 (男 292 / 女 249)	82.8%
区立中学校就学意思なし	50 名 (男 22 / 女 28)	7.7%
未回答者数	62 名 (男 37 / 女 25)	9.5%

※今後、転出・転入等により人数に変動があります。

### 2 アンケート結果

※11月12日時点のアンケート集計結果（複数回答あり）

麹町中学校			神田一橋中学校		
選択理由	回答者数	割合	選択理由	回答者数	割合
自宅から近いため	64	50%	自宅から近いため	78	38%
学校教育方針や教育目標に魅力を感じたため	24	19%	学校教育方針や教育目標に魅力を感じたため	21	10%
本人の希望	26	20%	本人の希望	47	23%
学習環境や校風に魅力を感じたため	23	18%	学習環境や校風に魅力を感じたため	29	14%
学校の生活の様子に魅力を感じたため	12	9%	学校の生活の様子に魅力を感じたため	30	15%
学習面のサポートが充実しているため	8	6%	学習面のサポートが充実しているため	15	7%
学校行事に魅力を感じたため	4	3%	学校行事に魅力を感じたため	6	3%
ICT教育が充実しているため	0	0%	ICT教育が充実しているため	10	5%
希望する部活動があるため	13	10%	希望する部活動があるため	8	4%
兄姉が通学していた（いる）ため	5	4%	兄姉が通学していた（いる）ため	9	4%
友人関係	9	7%	友人関係	22	11%
その他	5	4%	その他	8	4%
合計	129		合計	205	

色付きセル：上位の選択理由

千代田区立障害者福祉センター条例及び  
千代田区立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

1 改正理由

千代田区立障害者福祉センター及び千代田区立障害者就労支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定されている業務を行っている。

今般、障害者総合支援法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、障害者の就労選択支援に関する法第五条第 13 項及び、障害者の地域移行整備に関する市町村の努力義務に関する法第七十七条第 3 項並びに第 4 項が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

千代田区立障害者福祉センター条例及び千代田区立障害者就労支援施設条例に規定する障害者総合支援法の引用条文を改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

新旧対照表

第1条 千代田区立障害者福祉センター条例の一部改正

新（改正後）	旧（現行）
（設置） 第6条 地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第28項</u> に規定する施設として設置する。	（設置） 第6条 地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第27項</u> に規定する施設として設置する。
（事業） 第7条（現行に同じ） (1)（現行に同じ） (2)法 <u>第77条第5項</u> に規定する、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	（事業） 第7条（略） (1)（略） (2)法 <u>第77条第3項</u> に規定する、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
（事業） 第11条（現行に同じ） (1)法 <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助に関する事業 (2)（現行に同じ） （事業）	（事業） 第11条（略） (1)法 <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助に関する事業 (2)（略） （事業）
（事業） 第12条の3（現行に同じ） (1)（現行に同じ） (2)法 <u>第5条第19項</u> に規定する計画相談支援に関する事業	（事業） 第12条の3（略） (1)（略） (2)法 <u>第5条第18項</u> に規定する計画相談支援に関する事業

第2条 千代田区立障害者就労支援施設条例の一部改正

新（改正後）	旧（現行）
（事業） 第3条 施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第14項</u> に規定する就労移行支援（以下「移行支援」という。）に関する事業 (2)法 <u>第5条第15項</u> に規定する就労継続支援（以下「継続支援」という。）に関する事業 (3)（現行に同じ）	（事業） 第3条 施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） <u>第5条第13項</u> に規定する就労移行支援（以下「移行支援」という。）に関する事業 (2)法 <u>第5条第14項</u> に規定する就労継続支援（以下「継続支援」という。）に関する事業 (3)（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## いきいきプラザ一番町旧レストラン跡地の改修について

### 1 工事概要

令和元年7月末をもって営業を終了した、いきいきプラザ一番町1階の旧レストラン跡地について、厨房部分の有効活用を図るため、改修工事を実施する。

### 2 主な工事内容

事務室仕様の空間とするため、内装、空調、照明、インターネット回線などを整備する。

- 改修工事に伴い、旧レストラン跡地の厨房部分に隣接する同ホール部分を工事作業場として利用する。このため、ホール部分において千代田区社会福祉協議会が実施している「一番町みんなのサロン」は、工事期間中は同施設1階フロア内の区民ギャラリーにおいて実施する。
- この他の施設機能は、工事期間中も通常どおり運営する。

### 3 工事期間

令和7年12月1日（月）～令和8年3月31日（火）

### 4 今後の周知方法

12月5日号広報千代田

### ※ 参考 いきいきプラザ一番町1階フロア図

